

令和5年

和歌山県国保連合会

ガイドブック



和歌山県国保連合会キャラクター  
わかみん

# 令和5年

和歌山県国保連合会ガイドブック

## CONTENTS

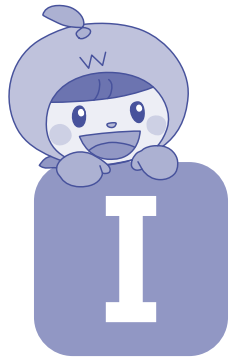
### I 国保連合会の概要

|                |   |
|----------------|---|
| 1 目的及び性格       | 2 |
| 2 設立           | 2 |
| 3 名称及び所在地      | 2 |
| 4 事業           | 2 |
| 5 役員           | 3 |
| 6 運営機構         | 3 |
| 7 事務局の組織及び事務分掌 | 4 |
| 8 事務局連絡先一覧     | 6 |
| 9 会員名簿         | 7 |
| 10 国民健康保険等加入状況 | 8 |

### II 主な事業内容

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 一般事業                  | 10 |
| 2 診療報酬審査支払事業            | 14 |
| 3 共同処理事業                | 19 |
| 4 出産育児一時金等支払業務          | 22 |
| 5 風しん抗体検査等費用支払業務        | 22 |
| 6 新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務 | 22 |
| 7 オンライン資格確認等業務          | 23 |
| 8 特定技能外国人に係る情報提供業務      | 23 |
| 9 代行業務                  | 23 |
| 10 特定健康診査等事業            | 24 |
| 11 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業  | 25 |
| 12 介護保険事業               | 26 |
| 13 障害者総合支援事業            | 30 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 国保連合会におけるシステム概要図 | 31 |
| 沿革               | 32 |



## 国保連合会の概要

# I 国保連合会の概要

## 1 目的及び性格

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づき、保険者である和歌山県、市町村及び国保組合が共同して国民健康保険の事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に、都道府県知事の認可により各都道府県に設立されている団体で、その性格は公法人です。

## 2 設立

昭和16年10月 和歌山県国民健康保険組合連合会設立  
昭和24年 4月 和歌山県国民健康保険団体連合会に改称



## 3 名称及び所在地

和歌山県国民健康保険団体連合会  
〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1番22-501号

## 4 事業

本会は、次に掲げる事業を行います。

### 1 国民健康保険関係

- ① 保険者の事務の共同処理
- ② 診療報酬の審査及び支払
- ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する事業
- ④ 第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- ⑤ 運営資金の融資
- ⑥ 保健事業
- ⑦ 調査及び研究
- ⑧ 広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業
- ⑨ その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 2 公費負担医療関係

- ① 公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
- ② その他関連事業

### 3 後期高齢者医療関係

- ① 後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
- ② 健康診査に関する費用の支払に関する事務
- ③ 第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- ④ 後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業
- ⑤ その他関連事業

### 4 介護保険関係

- ① 介護給付費等の審査及び支払に関する事務
- ② 介護サービス等の質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者等に対する必要な助言及び指導
- ③ 第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- ④ 介護保険事業の円滑な運営に資する事業
- ⑤ その他関連事業

### 5 障害者総合支援給付等関係

- ① 障害介護給付費の審査及び支払に関する事務
- ② 障害児給付費の審査及び支払に関する事務
- ③ その他関連事業

### 6 保険料の特別徴収等に係る経由事務

### 7 保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務

### 8 健康保険に係る事業

# 5 役員

令和5年4月1日現在

| 役職名  | 氏名        | 公職名              | 備考    |
|------|-----------|------------------|-------|
| 理事長  | 中 芝 正 幸   | 岩出市長             |       |
| 副理事長 | 下 宏       | 和歌山県副知事          |       |
|      | 尾 花 正 啓   | 和歌山市長            |       |
|      | 三 軒 一 高   | 太地町長             |       |
| 常務理事 | 横 山 達 伸   |                  | 学識経験者 |
| 理事   | 望 月 良 男   | 有田市長             |       |
|      | 田 岡 実 千 年 | 新宮市長             |       |
|      | 岸 本 健     | 紀の川市長            |       |
|      | 平 野 嘉 也   | 高野町長             |       |
|      | 中 山 正 隆   | 有田川町長            |       |
|      | 小 谷 芳 正   | みなべ町長            |       |
|      | 井 澗 誠     | 白浜町長             |       |
|      | 松 本 正 康   | 紀和薬剤師国民健康保険組合理事長 |       |
| 監事   | 坂 本 茂 夫   |                  | 学識経験者 |
|      | 三 浦 源 吾   | 御坊市長             |       |
|      | 山 口 賢 二   | 北山村長             |       |

任期2年(令和4年3月1日～令和6年2月29日)

# 6 運営機構

## [1] 総会

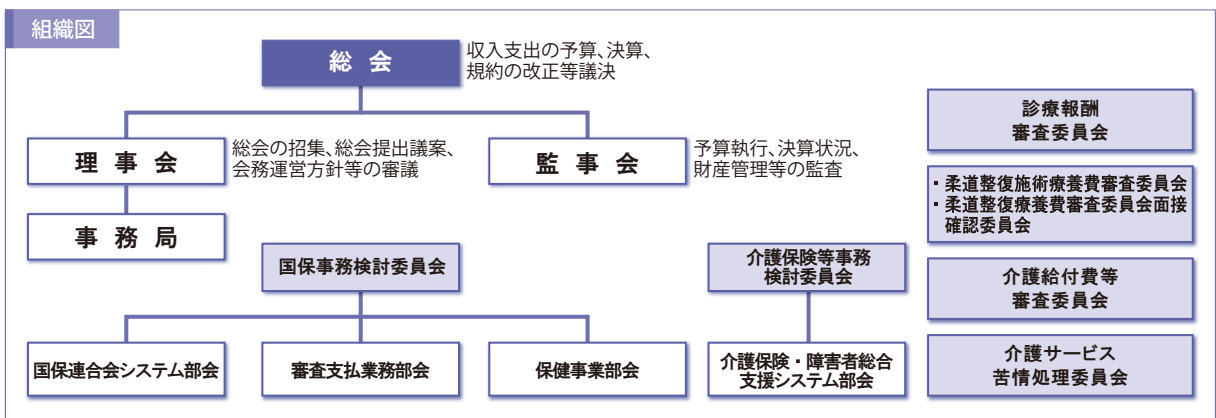
総会は、会員である保険者の意思決定機関で、保険者を代表する者をもって構成しています。通常総会は、毎年2回、理事会の議決により招集し開催されます。

## [2] 理事会

理事会は、国保連合会の執行機関で、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成し、必要に応じて理事長が招集し開催されます。

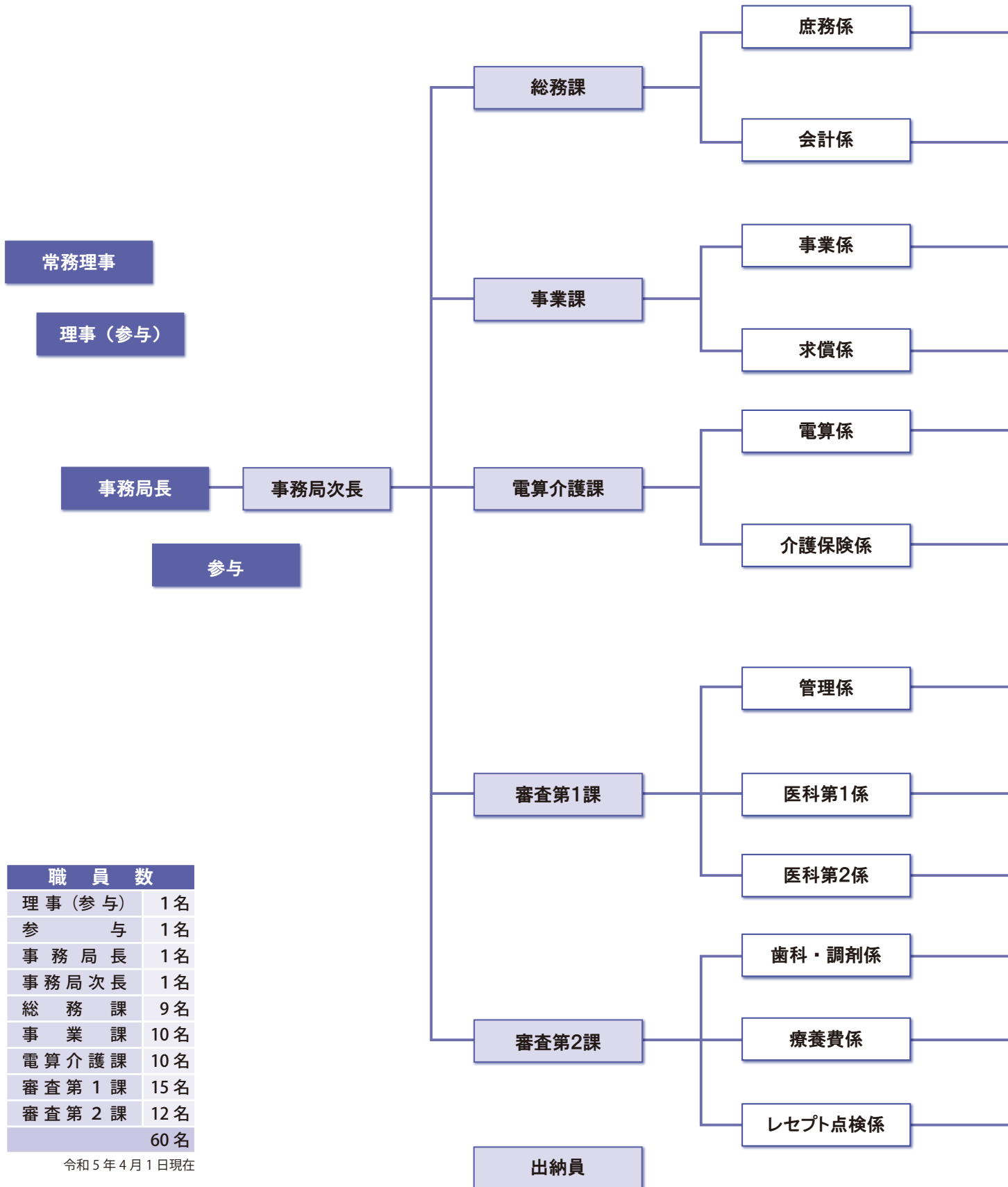
## [3] 監事会

監事会は、国保連合会の監査機関で、監事2名で構成しています。監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができます。



# 7 事務局の組織及び事務分掌

## [1] 組織



## [2] 事務分掌

|         |   |
|---------|---|
| 庶務係     | 会員、総会及び理事会、規約及び規程等、認可申請・届出及び公告、公印の管守、職員の人事・服務及び給与、旅費、職員の研修、職員の福利厚生及び健康管理、表彰、文書の取扱い、情報ネットワーク（情報系・業務系）に係るセキュリティ対策、契約、財産の管理、公用車の管理及び使用、予算編成・執行（一般会計、診療報酬審査支払特別会計・業務勘定、後期高齢者医療事業関係業務特別会計・業務勘定、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計・業務勘定、介護保険事業関係業務特別会計・業務勘定、障害者総合支援法関係業務等特別会計・業務勘定）に関すること |
| 会計係     | 監事会、会計事務及び決算、現金・有価証券・物品の出納及び保管、資金の運用、指定金融機関、一時借入金、診療報酬等支払資金の貸付に関すること  |
| 事業係     | 事業の計画及び報告、特定健康診査・特定保健指導、保健事業、国保事業の企画・調査統計及び研究、広報及び研修、補助金の申請及び報告、財政診断事業、医療要員の確保、物資斡旋、保険者協議会、国保診療施設連絡協議会及び国保医学会、市町村保健師協議会、国保運営協議会連絡会、予算編成・執行（特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計・特定健診等支払勘定・後期高齢者健康診査支払勘定）に関すること  |
| 求償係     | 第三者行為損害賠償求償事務、予算編成・執行（第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計）に関すること  |
| 電算係     | 保険者事務共同処理（他課に属するものを除く。）、レセプトの画像化及び原本管理、オンライン資格確認等、後期高齢者医療広域連合の代行業務（他課に属するものを除く。）に関すること  |
| 介護保険係   | 介護給付費等の審査及び支払業務、障害介護給付費及び障害児給付費の審査及び支払業務、介護給付費等審査委員会、介護サービス苦情処理委員会、介護保険者事務電算共同処理、障害者総合支援市町村等事務共同処理、介護サービス等の調査及びサービス事業者等に対する指導・助言、保険料の特別徴収等経由事務、予算編成・執行（介護保険事業関係業務特別会計・介護給付費等支払勘定、障害者総合支援法関係業務等特別会計・障害介護給付費支払勘定・障害児給付費支払勘定）に関すること                                      |
| 管理係     | 診療報酬等・出産育児一時金等・風しん抗体検査及び定期の予防接種・新型コロナウイルスワクチン接種等費用の支払業務、診療報酬支払業務運営委員会、診療報酬請求書等の收受、保険医療機関等の登録、審査支払業務に係る企画・調査統計及び研修、過誤調整、予算編成・執行（診療報酬審査支払特別会計・診療報酬支払勘定・出産育児一時金等に関する支払勘定・抗体検査等費用に関する支払勘定、後期高齢者医療事業関係業務特別会計・診療報酬支払勘定）、保険者間調整に関すること  |
| 医科第1係   | 医科診療報酬の審査及び計算事務（和歌山市・海南市・有田市・有田郡・田辺市・西牟婁郡・新宮市・東牟婁郡）、診療報酬審査委員会に関すること   |
| 医科第2係   | 医科診療報酬の審査及び計算事務（和歌山市・海草郡・橋本市・伊都郡・紀の川市・岩出市・御坊市・日高郡）、診療報酬審査委員会に関すること  |
| 歯科調剤係   | 歯科診療報酬・調剤報酬の審査及び計算事務に関すること  |
| 療養費係    | 訪問看護療養費、柔整療養費、はり・きゅう、あん摩等療養費の審査及び計算事務、柔整審査委員会、出産育児一時金等の計算事務、風しん抗体検査及び定期の予防接種の計算事務、新型コロナウイルスワクチン接種の計算事務に関すること  |
| レセプト点検係 | 保険者レセプト点検業務、再審査に関すること   |

## 8 事務局連絡先一覧

| 課名    | 係名          | 業務名               | TEL        | メールアドレス                                |
|-------|-------------|-------------------|------------|--|
|       |             |                   | 市外局番 (073) |  |
| 総務課   | 庶務係         | 庶務                | 427-4678   | soumu@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp     |
|       | 会計係         | 会計                | 427-4680   |  |
| 事業課   | 事業係         | 保健事業・<br>特定健診     | 427-4673   | jigyoka@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp   |
|       | 求償係         | 求償                | 427-4674   | kyusyo@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp    |
| 電算介護課 | 電算係         | 国保                | 427-4675   | densen@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp    |
|       |             | 後期                | 427-4671   |  |
|       | 介護保険係       | 介護保険              | 427-4665   | kaigo@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp     |
|       |             | 総合支援              | 427-4670   |  |
| 審査第1課 | 管理係         | 請求・支払             | 427-4666   | sinsa1_00@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp |
|       | 医科第1係       | 医科                | 427-4668   |  |
|       | 医科第2係       | 医科                |            |  |
| 審査第2課 | 歯科・調剤係      | 歯科・調剤             | 427-4669   | sinsa2_01@<br>kokuhoren-wakayama.or.jp |
|       | 療養費係        | 療養費               | 427-4667   |  |
|       | レセプト<br>点検係 | 再審査・保険者<br>レセプト点検 | 427-4676   |  |

| 課名            | FAX        |
|---------------|------------|
|               | 市外局番 (073) |
| 総務課・事業課・電算介護課 | 427-4677   |
| 審査第1課・第2課     | 431-0390   |

令和5年4月1日現在



# 9 会員名簿

令和5年4月1日現在

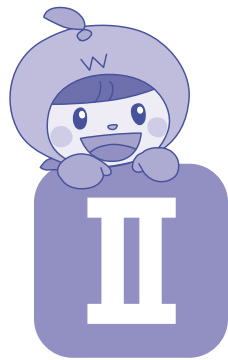
|      | 保険者名         | 代表者名  | 郵便番号     | 住所                  | 電話番号         |
|------|--------------|-------|----------|---------------------|--------------|
| 県    | 和歌山県         | 下 宏   | 640-8585 | 和歌山市小松原通 1-1        | 073-432-4111 |
| 市    | 和歌山市         | 尾花正啓  | 640-8511 | 和歌山市七番丁 23          | 073-432-0001 |
|      | 海南市          | 神出政巳  | 642-8501 | 海南市南赤坂 11           | 073-482-4111 |
|      | 橋本市          | 平木哲朗  | 648-8585 | 橋本市東家 1-1-1         | 0736-33-1111 |
|      | 有田市          | 望月良男  | 649-0392 | 有田市箕島 50            | 0737-83-1111 |
|      | 御坊市          | 三浦源吾  | 644-8686 | 御坊市菌 350            | 0738-22-4111 |
|      | 田辺市          | 真砂充敏  | 646-8545 | 田辺市新屋敷町 1           | 0739-22-5300 |
|      | 新宮市          | 田岡実千年 | 647-8555 | 新宮市春日 1-1           | 0735-23-3333 |
|      | 紀の川市         | 岸本健   | 649-6492 | 紀の川市西大井 338         | 0736-77-2511 |
| 灘郡   | 岩出市          | 中芝正幸  | 649-6292 | 岩出市西野 209           | 0736-62-2141 |
|      | 紀美野町         | 小川裕康  | 640-1192 | 紀美野町動木 287          | 073-489-2430 |
| 伊都郡  | かつらぎ町        | 中阪雅則  | 649-7192 | かつらぎ町丁ノ町 2160       | 0736-22-0300 |
|      | 九度山町         | 岡本章   | 648-0198 | 九度山町九度山 1190        | 0736-54-2019 |
|      | 高野町          | 平野嘉也  | 648-0281 | 高野町高野山 636          | 0736-56-3000 |
| 有田郡  | 湯浅町          | 上山章善  | 643-0002 | 湯浅町青木 668-1         | 0737-63-2525 |
|      | 広川町          | 西岡利記  | 643-0071 | 広川町広 1500           | 0737-63-1122 |
|      | 有田川町         | 中山正隆  | 643-0021 | 有田川町下津野 2018-4      | 0737-52-2111 |
| 日高郡  | 美浜町          | 籾内美和子 | 644-0044 | 美浜町和田 1138-278      | 0738-22-4123 |
|      | 日高町          | 松本秀司  | 649-1213 | 日高町高家 626           | 0738-63-2051 |
|      | 由良町          | 山名実   | 649-1111 | 由良町里 1220-1         | 0738-65-0200 |
|      | 日高川町         | 久留米啓史 | 649-1324 | 日高川町土生 160          | 0738-22-1700 |
|      | みなべ町         | 小谷芳正  | 645-0002 | みなべ町芝 742           | 0739-72-2015 |
|      | 印南町          | 日裏勝己  | 649-1534 | 印南町印南 2570          | 0738-42-0120 |
| 西牟婁郡 | 白浜町          | 井澗誠   | 649-2211 | 白浜町 1600            | 0739-43-5555 |
|      | 上富田町         | 奥田誠   | 649-2192 | 上富田町朝来 763          | 0739-47-0550 |
|      | すさみ町         | 岩田勉   | 649-2621 | すさみ町周参見 4089        | 0739-55-2004 |
| 東牟婁郡 | 串本町          | 田嶋勝正  | 649-3592 | 串本町サング台 690-5       | 0735-62-0555 |
|      | 那智勝浦町        | 堀順一郎  | 649-5392 | 那智勝浦町築地 7-1-1       | 0735-52-0555 |
|      | 太地町          | 三軒一高  | 649-5171 | 太地町太地 3767-1        | 0735-59-2335 |
|      | 古座川町         | 西前啓市  | 649-4104 | 古座川町高池 673-2        | 0735-72-0180 |
|      | 北山村          | 山口賢二  | 647-1603 | 北山村大沼 42            | 0735-49-2331 |
| 国保組合 | 和歌山県医師国保組合   | 柏井洋臣  | 640-8137 | 和歌山市吹上 1-2-4        | 073-436-0264 |
|      | 和歌山県歯科医師国保組合 | 中西孝紀  | 640-8287 | 和歌山市築港 1-4-7        | 073-422-3003 |
|      | 紀和薬剤師国保組合    | 松本正康  | 640-8137 | 和歌山市吹上 2-1-22 日赤会館内 | 073-431-0449 |

# 10 国民健康保険等加入状況

令和5年4月30日現在

| 保険者名 | 総世帯数         | 総人口     | 国保世帯数   |         | 被保険者数   |         |        |         |          |         |         |        |
|------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|--------|
|      |              |         | 前年比較    | 加入率(%)  | 一般      | 退職      | 合計     | 前年比較    | 加入率(%)   | 後期高齢者   |         |        |
| 市    | 和歌山市         | 159,067 | 349,541 | 48,345  | △ 2,174 | 30.39   | 72,431 | 0       | 72,431   | △ 4,238 | 20.72   | 60,337 |
|      | 海南市          | 19,891  | 46,205  | 6,975   | △ 387   | 35.07   | 11,153 | 0       | 11,153   | △ 747   | 24.14   | 10,286 |
|      | 橋本市          | 24,197  | 58,877  | 8,826   | △ 359   | 36.48   | 13,892 | 0       | 13,892   | △ 810   | 23.59   | 10,871 |
|      | 有田市          | 10,216  | 25,172  | 4,297   | △ 152   | 42.06   | 7,343  | 0       | 7,343    | △ 386   | 29.17   | 5,145  |
|      | 御坊市          | 10,214  | 22,513  | 3,675   | △ 136   | 35.98   | 5,973  | 0       | 5,973    | △ 292   | 26.53   | 3,891  |
|      | 田辺市          | 30,959  | 66,769  | 12,446  | △ 588   | 40.20   | 19,647 | 0       | 19,647   | △ 1,235 | 29.43   | 13,359 |
|      | 新宮市          | 12,799  | 25,877  | 4,546   | △ 211   | 35.52   | 6,728  | 0       | 6,728    | △ 462   | 26.00   | 5,800  |
|      | 紀の川市         | 23,762  | 57,424  | 9,081   | △ 382   | 38.22   | 14,872 | 0       | 14,872   | △ 806   | 25.90   | 10,860 |
|      | 岩出市          | 22,871  | 54,080  | 6,998   | △ 286   | 30.60   | 11,169 | 0       | 11,169   | △ 695   | 20.65   | 6,446  |
| 海草郡  | 紀美野町         | 3,359   | 7,736   | 1,454   | △ 70    | 43.29   | 2,231  | 0       | 2,231    | △ 168   | 28.84   | 2,270  |
| 伊都郡  | かつらぎ町        | 6,257   | 15,321  | 2,666   | △ 121   | 42.61   | 4,408  | 0       | 4,408    | △ 235   | 28.77   | 3,623  |
|      | 九度山町         | 1,455   | 3,536   | 709     | △ 22    | 48.73   | 1,144  | 0       | 1,144    | △ 38    | 32.35   | 1,062  |
|      | 高野町          | 1,362   | 2,764   | 486     | △ 11    | 35.68   | 721    | 0       | 721      | △ 30    | 26.09   | 721    |
| 有田郡  | 湯浅町          | 4,523   | 10,522  | 1,982   | △ 89    | 43.82   | 3,423  | 0       | 3,423    | △ 228   | 32.53   | 2,180  |
|      | 広川町          | 2,503   | 6,520   | 1,131   | △ 38    | 45.19   | 2,036  | 0       | 2,036    | △ 92    | 31.23   | 1,204  |
|      | 有田川町         | 9,582   | 24,609  | 3,925   | △ 81    | 40.96   | 7,073  | 0       | 7,073    | △ 317   | 28.74   | 4,685  |
| 日高郡  | 美浜町          | 2,801   | 6,425   | 1,084   | △ 15    | 38.70   | 1,624  | 0       | 1,624    | △ 58    | 25.28   | 1,420  |
|      | 日高町          | 2,997   | 7,707   | 1,097   | △ 37    | 36.60   | 1,793  | 0       | 1,793    | △ 93    | 23.26   | 1,257  |
|      | 由良町          | 2,214   | 5,032   | 1,003   | △ 47    | 45.30   | 1,558  | 0       | 1,558    | △ 98    | 30.96   | 1,135  |
|      | 日高川町         | 3,544   | 8,731   | 1,543   | △ 37    | 43.54   | 2,541  | 0       | 2,541    | △ 119   | 29.10   | 1,879  |
|      | みなべ町         | 4,304   | 11,352  | 2,172   | △ 49    | 50.46   | 4,239  | 0       | 4,239    | △ 228   | 37.34   | 2,216  |
|      | 印南町          | 3,058   | 7,390   | 1,519   | △ 11    | 49.67   | 2,800  | 0       | 2,800    | △ 128   | 37.89   | 1,546  |
| 西牟婁郡 | 白浜町          | 9,458   | 19,641  | 3,660   | △ 138   | 38.70   | 5,318  | 0       | 5,318    | △ 294   | 27.08   | 4,411  |
|      | 上富田町         | 6,605   | 15,317  | 2,395   | △ 41    | 36.26   | 3,796  | 0       | 3,796    | △ 139   | 24.78   | 2,231  |
|      | すさみ町         | 1,729   | 3,463   | 730     | △ 54    | 42.22   | 1,039  | 0       | 1,039    | △ 87    | 30.00   | 1,038  |
| 東牟婁郡 | 串本町          | 7,050   | 13,963  | 2,942   | △ 190   | 41.73   | 4,352  | 0       | 4,352    | △ 378   | 31.17   | 3,892  |
|      | 那智勝浦町        | 6,588   | 13,354  | 2,702   | △ 174   | 41.01   | 4,015  | 0       | 4,015    | △ 400   | 30.07   | 3,507  |
|      | 太地町          | 1,295   | 2,649   | 540     | △ 28    | 41.70   | 813    | 0       | 813      | △ 61    | 30.69   | 753    |
|      | 古座川町         | 1,211   | 2,305   | 495     | △ 23    | 40.88   | 752    | 0       | 752      | △ 34    | 32.62   | 798    |
|      | 北山村          | 209     | 374     | 68      | △ 5     | 32.54   | 97     | 0       | 97       | △ 2     | 25.94   | 125    |
| 国保組合 | 和歌山県医師国保組合   |         |         | 1,433   | △ 28    |         | 2,408  |         | 2,408    | △ 80    |         |        |
|      | 和歌山県歯科医師国保組合 |         |         | 1,074   | △ 15    |         | 1,821  |         | 1,821    | △ 44    |         |        |
|      | 紀和薬剤師国保組合    |         |         | 678     | △ 44    |         | 1,062  |         | 1,062    | △ 62    |         |        |
| 市計   | 313,976      | 706,458 | 105,189 | △ 4,675 | 33.50   | 163,208 | 0      | 163,208 | △ 9,671  | 23.10   | 126,995 |        |
| 町村計  | 82,104       | 188,711 | 34,303  | △ 1,281 | 41.78   | 55,773  | 0      | 55,773  | △ 3,227  | 29.55   | 41,953  |        |
| 組合計  |              |         | 3,185   | △ 87    |         | 5,291   |        | 5,291   | △ 186    |         |         |        |
| 合計   | 396,080      | 895,169 | 142,677 | △ 6,043 | 36.02   | 224,272 | 0      | 224,272 | △ 13,084 | 25.05   | 168,948 |        |

※総世帯数、総人口は和歌山県 HP 掲載の和歌山県の推計人口の数値  
 ※国保世帯数、国保被保険者数(一般・退職)は、国民健康保険事業状況報告書の数値  
 ※後期高齢者被保険者数は、後期高齢者医療毎月事業状況報告書の数値



---

## 主な事業内容

---

## Ⅱ

# 主な事業内容

## 1 一般事業

### 1 会務運営に関する事業

会務の適正・円滑な運営を図ります

会務の適正・円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催するとともに関係会議に出席しています。

- [ 1 ] 総会
- [ 2 ] 理事会
- [ 3 ] 監事会
- [ 4 ] 理事長・副理事長・常務理事会議
- [ 5 ] 理事保険者課長会議
- [ 6 ] 国保中央会の諸会議
- [ 7 ] 国保近畿地方協議会の諸会議



↑ 通常総会

### 2 協議会に関する事業

各種協議会等を開催します

保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種協議会等を開催するとともに関係諸会議に出席しています。

- [ 1 ] 国保運営協議会会長会議並びに運営委員会  
和歌山県内の市町村国保運営協議会会長や国保担当課長が、医療保険制度に係る諸問題について調査・研究するための会議等を開催しています。
- [ 2 ] 近畿都市国民健康保険者協議会総会



↑ 国保運営協議会会長会議

### 3 広報宣伝に関する事業

質の高い情報を提供し、広報活動を支援します

保険者への国保情報の提供及び広報活動支援を行っています。

- [ 1 ] 機関誌「国保わかやま」の発行  
 保険者等関係機関に対して、保険者や本会の活動状況をはじめ各種健康情報等を掲載した機関誌を発行しています。
- [ 2 ] 連合会ホームページによる情報提供  
 保険者等関係機関及び被保険者に対して、本会の事業運営や国保・介護保険制度等に関する情報を提供しています。
- [ 3 ] 「国保のしおり」の作成  
 被保険者に対して、国保制度の趣旨や適正受診、健康づくり等に関する啓発用冊子を作成しています。
- [ 4 ] 国保新聞の配布
- [ 5 ] 保険料（税）収納率向上に対する支援  
 被保険者に対して、テレビ・ラジオスポット放送を実施するほか、被保険者向け啓発用ティッシュを作成し、保険者に配付しています。
- [ 6 ] 特定健診受診率向上に対する支援  
 被保険者に対して、ラジオスポット放送を実施するほか、被保者向け啓発用ティッシュを作成し、保険者に配付しています。



↑ 機関誌「国保わかやま」



↑ 国保のしおり



↑ 特定健診受診率向上対策 被保険者向け啓発用ティッシュ

### 4 調査・研究に関する事業

保険者の共同目的達成のための調査・研究を行います

本会が実施する各種事業の方向性や諸問題を調査・研究するための会議を開催するとともに、医療費状況などの関係資料を作成しています。

- [ 1 ] 国保事務検討委員会の開催  
 本会が実施する各種事業の方向性や諸問題について、調査検討するための委員会を開催しています。
- [ 2 ] 国保連合会システム部会の開催  
 共同処理事業、医療情報の提供等各種システム及び帳表に関する事項について、調査研究するための部会を開催しています。
- [ 3 ] 審査支払業務部会の開催  
 審査支払業務に関する事項、保険者レセプト点検に関する事項について、調査研究するための部会を開催しています。
- [ 4 ] 保健事業部会の開催  
 保健事業、広報・啓発事業及び医療・健診・介護情報の分析に関する事項について、調査研究するための部会を開催しています。
- [ 5 ] 和歌山県国保運営方針連携会議等への参画  
 県に設置されている国保運営方針連携会議並びに作業部会へ積極的に参画し、保険者と連携を図っています。
- [ 6 ] 「和歌山県の国保の状況」の作成  
 保健事業の円滑な推進を図るため、和歌山県における医療費の地域的な傾向並びに同推進運動の実施状況を取りまとめた冊子を作成しています。



↑ 国保事務検討委員会



↑ 和歌山県の国保の状況

## 5 事業振興に関する事業

国保制度改善強化のための運動を行います

保険者及び各関係機関と連携し、国保制度改善及び財政基盤安定化の推進運動を行っています。

- [ 1 ] 国保制度改善強化全国大会への参加
- [ 2 ] 関係機関及び関係者への陳情
  - 国保制度改善強化全国大会における決議に基づく陳情活動を行っています。
- [ 3 ] 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動



↑ 国保制度改善強化全国大会

## 6 保健事業

健康づくりへの取り組みを積極的に支援します

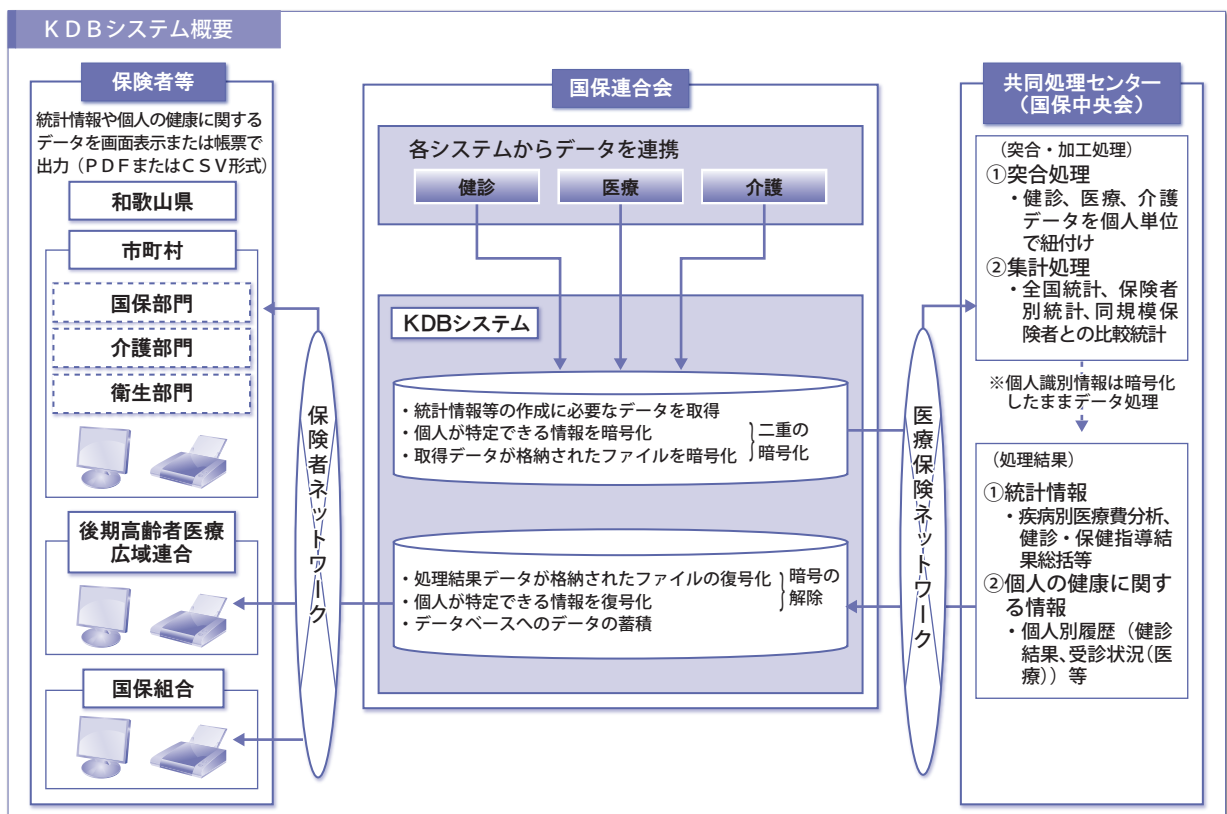
保険者等が行う健康づくりを積極的に支援し、医療費適正化に寄与するための事業を行っています。

- [ 1 ] 国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業の支援

国保データベース（KDB）システムは、国保連合会が保有する医療・健診・介護の各種データを活用することで、同規模保険者との比較や個人の健康状態等を把握することができるシステムです。

保険者での活用促進を図るため、以下の支援を行っています。

- ① システム概要、帳票（CSV データ）等の説明
- ② 実機を用いた操作研修会の開催
- ③ 医療費等データ評価・分析業務
- ④ 訪問等によるシステム操作・活用等の個別支援



- [ 2 ] 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援

保険者が実施するレセプト・健診情報等を活用した保健事業が、PDCA サイクルに沿って効果的・効率的に展開できるよう支援を行っています。

- ① 保健事業支援・評価委員会の開催
- ② 研修会の開催



↑ 国保等ヘルスサポート事業研修会

[ 3 ] 糖尿病性腎症重症化予防セミナーの開催

糖尿病性腎症重症化予防を推進するため、有識者による講義や保険者の取組事例の共有、KDB の活用方法等をテーマにセミナーを開催しています。

[ 4 ] 高齢者の保健事業セミナーの開催

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の趣旨に基づき、県及び広域連合と連携し、市町村が効果的に事業に取り組むためのセミナーを開催しています。

[ 5 ] 市町村における健康まつり等各種イベントへの支援

市町村が行う健康づくりイベント等に対し、視聴覚教育用器材等の貸出しや健康づくりパンフレットの配布を行っています。



↑メタボリ先生



↑InBody230



↑超音波骨量測定装置 (Benus evo)

[ 6 ] 在宅保健師の会による健康づくり活動支援

在宅保健師の豊富な経験と知識を生かした地域保健活動への事業支援を行っています。

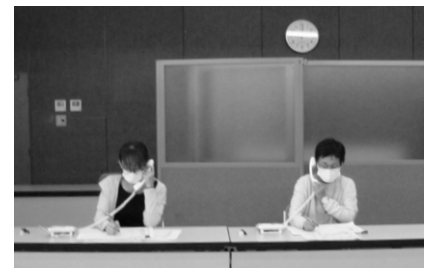
① 特定健診未受診者対策等支援事業

特定健診の受診率向上を図るため、未受診者等への電話勧奨を行います。

② 健康相談、健康劇等による地域保健活動支援

③ 研修会の開催

④ 会報「てまり」の発行



↑未受診者等への電話勧奨

[ 7 ] 保険者協議会との連携

県による医療費適正化計画や医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出、保険者間の問題の共有や健康づくり事業の共同実施など、事業の円滑な推進のため、事務局として連絡・調整等の支援に取り組んでいます。

[ 8 ] 国保診療施設連絡協議会との連携

国保診療施設が当面する諸問題への対応や地域包括ケアシステムの構築を図るため、研究会等を開催するなど国保診療施設連絡協議会と連携した事業を行っています。

① 国保医学会総会、学術集会並びに国保直診在宅医療研究会の開催

② 全国国保診療施設協議会主催の会議等への参加

③ 国保直診医師の確保

④ 近畿地方国保診療施設協議会総会への出席

[ 9 ] 市町村保健師協議会の活動に対する支援

市町村保健師が行う保健活動のより効果的な実施のため、保健活動に関する知識を高める研修会の開催等、市町村保健師協議会の活動を支援しています。

① 市町村保健師研修会の開催

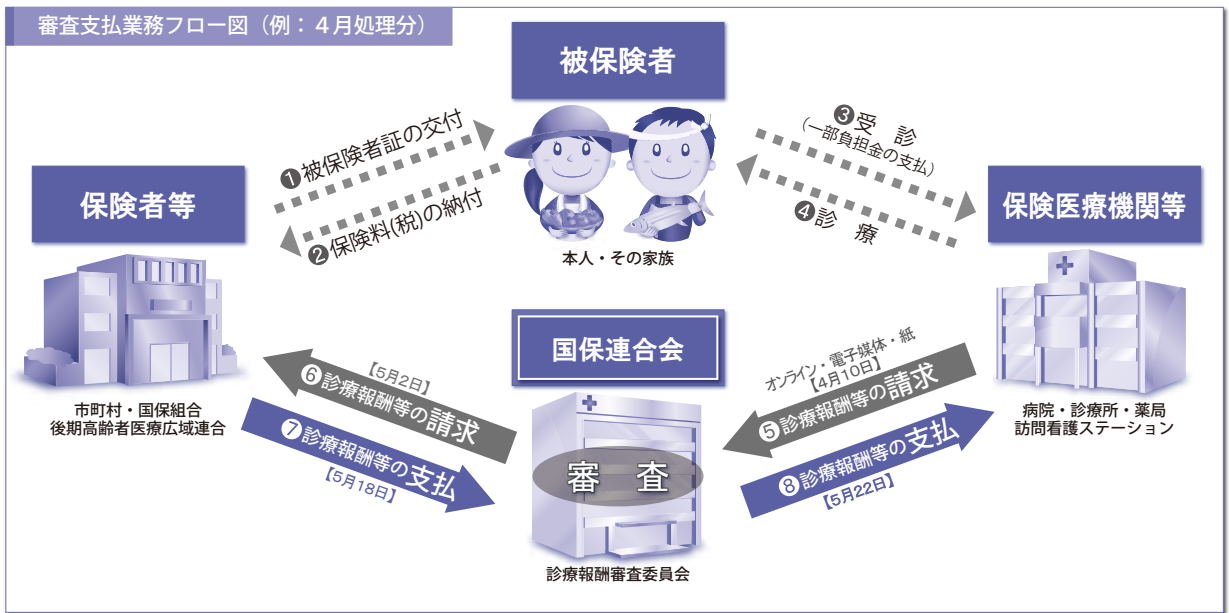
② 市町村保健師活動報告会の開催

## 2 診療報酬審査支払事業

### 1 診療報酬等審査支払業務

診療報酬等の円滑な請求支払を行います

保険者等からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される診療報酬等明細書（レセプト）について、適正かつ公平な審査を行い、保険者等への請求と保険医療機関等への円滑な支払いを行っています。



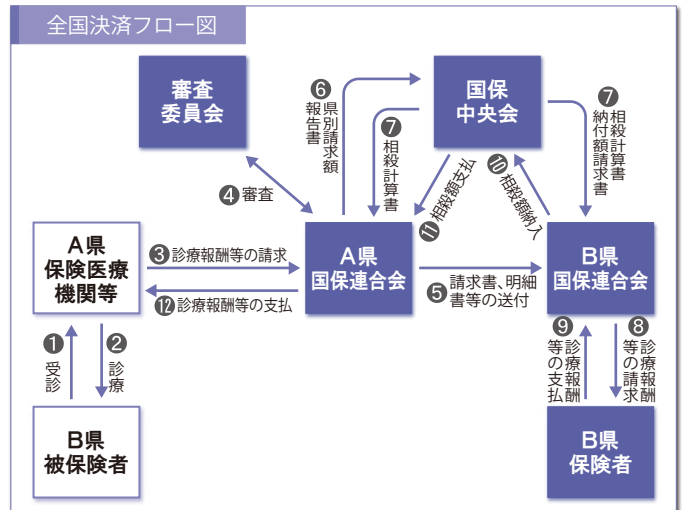
### 2 全国決済制度

全国の国保連合会の費用を相殺します

保険医療機関等は県外被保険者のレセプトであっても、保険医療機関等が所在する国保連合会へ請求するようになっています。

その請求を受けた国保連合会は審査を行った後、該当県国保連合会へレセプトの送付を行います。

そして、国保中央会を通じ各国保連合会の費用の相殺を行った後、保険医療機関等への支払いが行われます。



### 3 事務点検・審査事務共助

効率的な事務点検・審査事務共助を行います

保険医療機関等から受け付けたレセプトの記載誤り等の事務点検のほか、診療内容に疑義のあるレセプトについて、画面審査システム等各種システムを活用し、審査事務共助を行ったうえで診療報酬審査委員会へ提出しています。



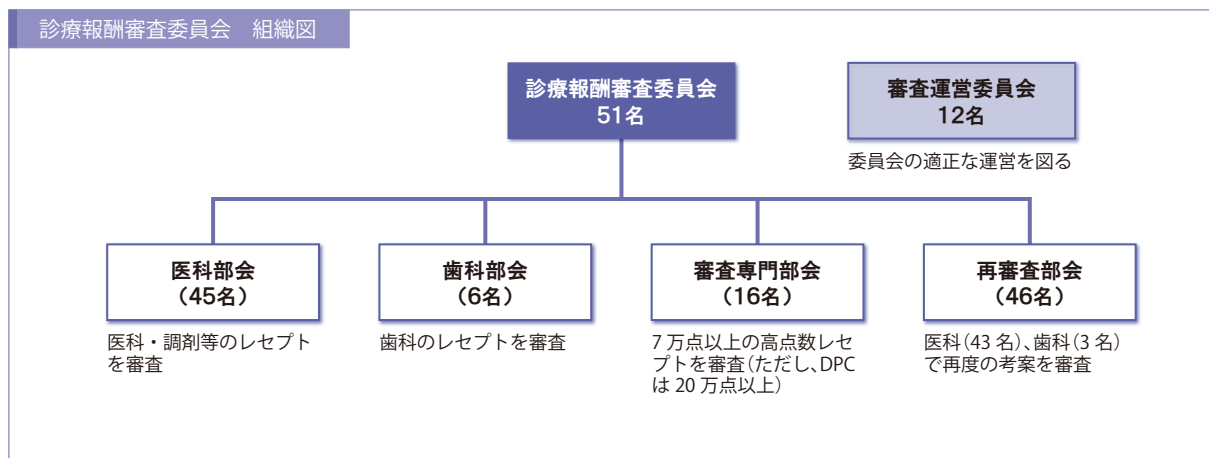
# 4 診療報酬審査委員会

適正かつ公平な審査を行います

国民健康保険法(以下「法」という。)第 45 条第 5 項に基づき、保険者からの診療報酬等請求書の審査事務を受託し、法第 87 条に基づき、診療報酬審査委員会を設置しています。

また、後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査事務についても高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条第 4 項の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合から受託し、同法律第 126 条第 2 項に基づき、診療報酬審査委員会で審査を行っています。

なお、診療報酬審査委員会には、医科部会、歯科部会、審査専門部会、再審査部会と委員会の適正な運営を図るための審査運営委員会を設置しています。



【会期】 審査委員会は、原則として毎月月末までの 3 日間とし、毎月 1 回開催します。審査専門部会は審査委員会開催前の 2 日間、再審査部会は月初めの 1 日、審査運営委員会は審査委員会の最終日としています。

【組織】 法第 88 条第 1 項により、審査委員会は、県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員で構成され、また、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、同条第 2 項により、それぞれ同数と定められています。

【委嘱】 法第 88 条第 2 項により、県知事が委嘱します。

【任期】 法施行規則第 37 条により、委員の任期は 2 年です。

【構成】

| 部 会 別   | 保 険 医 及 び<br>保 険 薬 剤 師 代 表 | 保 険 者 代 表 | 公 益 代 表 | 合 計  |
|---------|----------------------------|-----------|---------|------|
| 医 科 部 会 | 15 名                       | 15 名      | 15 名    | 45 名 |
| 歯 科 部 会 | 2 名                        | 2 名       | 2 名     | 6 名  |
| 合 計     | 17 名                       | 17 名      | 17 名    | 51 名 |

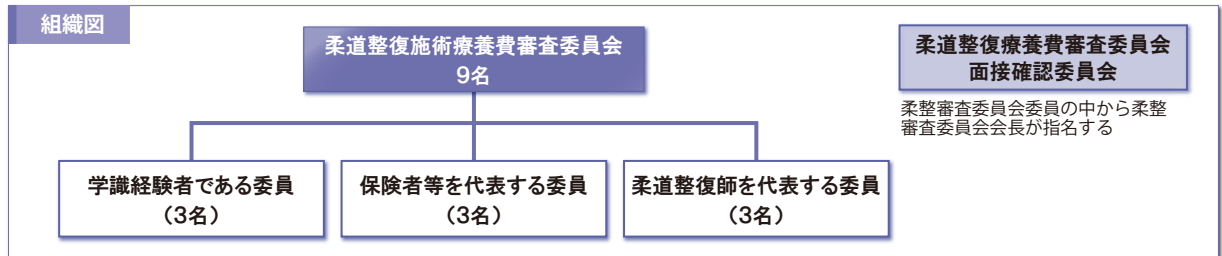
## 特別審査委員会

法第 45 条第 6 項により、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査については、国保中央会に設置されている特別審査委員会に委託しています。

審査対象となるのは、医科については、医療機関に関わらず心・脈管に係る手術を含む 70 万点以上の入院レセプト、特定機能病院（臨床研究中核病院含む）の 35 万点以上の入院レセプト、特定機能病院以外の 38 万点以上の入院レセプト、点数に関わらず稀少手術例（肝移植・心移植・肺移植）を含むレセプト、歯科については、入院・外来を問わず 20 万点以上のレセプトとなっています。

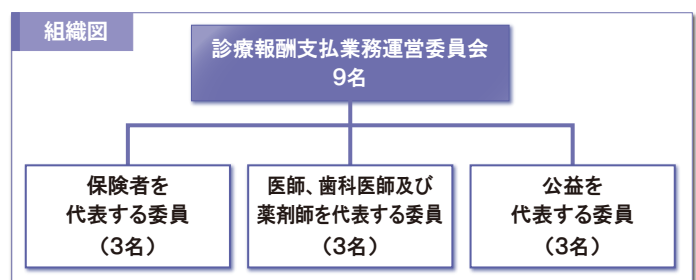
## 5 柔道整復施術療養費審査委員会・柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る柔道整復施術療養費支給申請書について、適正かつ公平な審査を行うため、厚生労働省通知に基づき、柔道整復施術療養費審査委員会を設置しています。また、柔道整復施術療養費の請求内容等に不正又は著しい不当が疑われる場合は、開設者等への面接により確認を行います。



## 6 診療報酬支払業務運営委員会

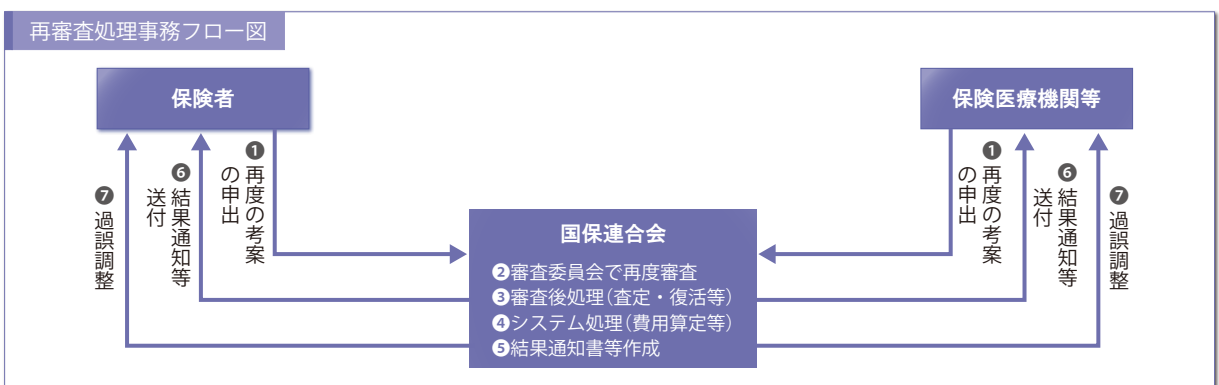
支払業務の適正かつ円滑な運営に期するための委員会を設置しています。



## 7 再審査処理事務

審査結果に疑義がある場合、再度審査を行います

保険者又は保険医療機関等から審査結果について疑義がある場合、再度の考案の申し出が行われます。この申し出について、審査委員会が再度審査を行い、申し出理由について適正・妥当と認めた場合は、査定又は復活等の処理を行っています。



## 8 過誤調整事務

請求支払額確定後にその額に異動が生じた場合、調整を行います

保険者に対する請求額又は保険医療機関等に対する支払額が確定した後に、資格喪失又は再審査の結果等により確定額に異動が生じた場合、これらの金額調整を行っています。

## 9 保険者間調整

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、保険者の事務処理の負担を軽減するため、保険者における保険者間調整に関する精算業務の一部を行っています。

# 10 国保総合システム

各種システムのデータ連携を図ります

国保総合システムは、診療報酬等請求の電子レセプト化に対応するため、国保中央会が開発した全国統一の標準システムです。保険者及び連合会が業務に使用する複数のシステムを共通基盤上に構築することで、各種情報を一元管理・運用し、効率的な事務処理を実現しています。

なお、国保総合システムについては、全国標準として平成 23 年 9 月から運用を開始し、平成 30 年 2 月にオンプレミスによる機器更改を行い、令和 6 年には、政府が掲げるクラウド・バイ・デフォルト原則に従いクラウド化を行う予定です。

## [1] 審査支払系システム

### ① レセプト電算処理システム

保険医療機関等から提出される電子レセプトを処理するシステムです。

### ② 画面審査システム

電子レセプトの審査をパソコン画面上で行い、請求内容に誤りがないか、コンピュータを用いて系統的にチェックすることで、点検精度を高め、公平かつ公正な審査を行うためのシステムです。

### ③ 国保請求支払システム

保険医療機関等から請求のあった診療報酬等又は保険者等から申出された過誤・再審査の費用算定を行い、保険者への請求及び保険医療機関等への支払いを行うことができるシステムです。

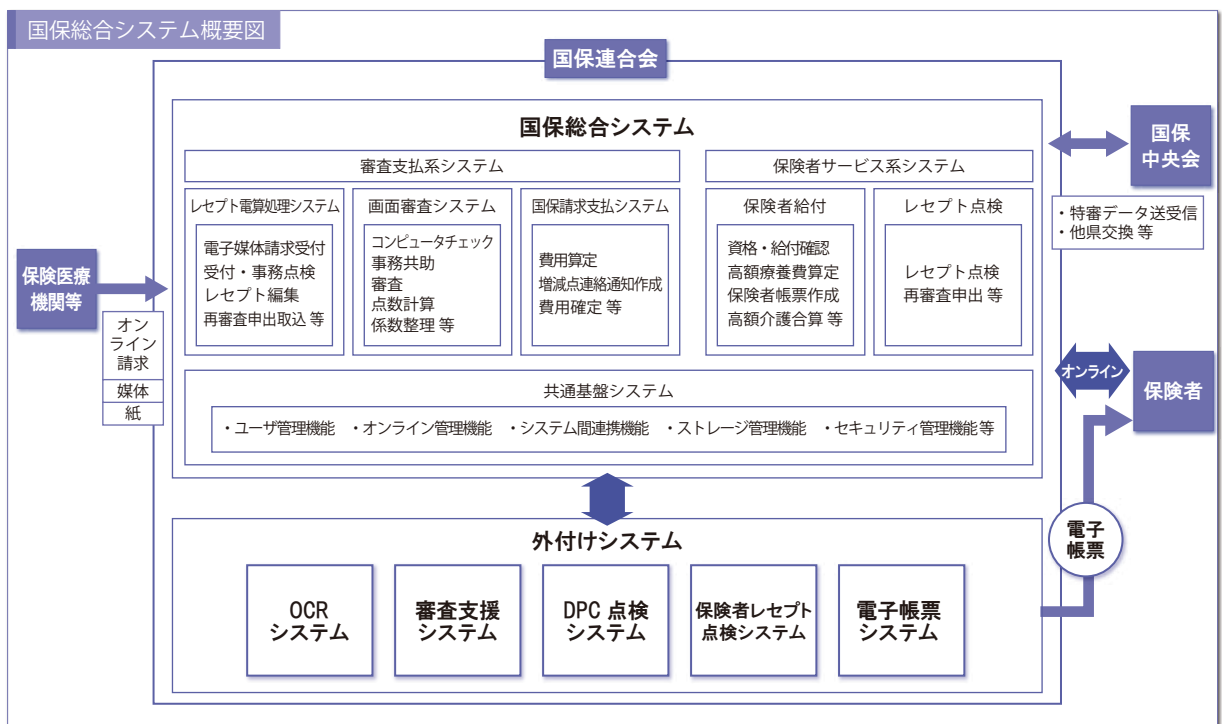
## [2] 保険者サービス系システム

### ① 保険者給付

被保険者の資格等の被保険者情報の管理、レセプト情報等の給付記録管理、療養費や高額療養費等の算定等、保険者で運用する国民健康保険の資格及び給付機能のサービスについて、一元的に共同処理するものです。

### ② レセプト点検

保険者及び連合会がネットワークを活用し、効率的にレセプト点検及び再審査申出を実施することができるものです。



# 11 診療報酬等審査支払業務スケジュール

例: 4月処理分

| 月          | 日  | 審査支払処理  | 日   | 過誤処理             | 再審査処理  |                      |
|------------|----|---|---|------------------|--|----------------------|
| 当月<br>(4月) | 1  | <p>提出されたレセプトは、所要事項を確認のうえ、受付処理を行います。電子レセプト請求の保険医療機関等からはオンラインや電子媒体により提出されます。</p> <p style="text-align: center;">受付</p>  | 1   |                  | 再審査部会(1日間)   |                      |
|            | 10 | <p>診療報酬明細書等請求受付×切</p> <p>特別審査依頼分 国保中央会へ送付</p> <p>レセプトに記載誤りがないか事務的な点検を行うとともに、疑義のあるレセプトには審査委員に分かるように疑義内容を明示します。</p> <p style="text-align: center;">事務点検・審査事務共助</p>                              |   |                  | <p style="writing-mode: vertical-rl;">計数整理</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">エラー修正・再審査結果通知書等作成</p> |                      |
|            | 15 | <p>柔整審査委員会(1日間)</p> <p>審査専門部会(2日間)</p> <p style="text-align: center;">審査委員会</p>   |   |                  |  |                      |
|            | 18 | <p>審査委員会(3日間)</p> <p style="text-align: center;">エラー修正・増減点返戻連絡書作成</p>   |   |                  |  |                      |
|            | 20 | <p>受託分明細書送付</p> <p style="text-align: center;">計数整理</p>   | 20  | 過誤依頼受付×切         |  | 再審査依頼受付×切<br>(翌月処理分) |
|            | 22 | <p>特別審査依頼分 国保中央会から返送</p> <p>委託分明細書受理</p> <p style="text-align: center;">請求・支払額算定処理</p>  |   |                  |  |                      |
|            |    |   | <p>エラー修正後、すべてのレセプトを集計し、請求・支払額を確定させます。その後、保険者等への請求帳表並びに保険医療機関等への支払帳表等を作成します。</p> |                  |  |                      |
|            |    |   |   | 確認事務             |  |                      |
| 翌月<br>(5月) | 2  | <p>保険者等への診療報酬等の請求</p> <p>9・12・13日に、審査支払帳表→共同処理帳表の順に公開します。</p>   |   |                  |  |                      |
|            | 8  | <p>電子帳票の公開</p>  |   |                  |  |                      |
|            | 8  | <p>当月審査分の画像レセプト公開</p>   |   |                  |  |                      |
|            | 18 | <p>保険者等からの払込期日</p> <p>保険医療機関等への支払帳表等の送付<br/>(オンライン請求システムへの各種帳票データ等公開日<br/>増減点連絡書、返戻内訳書、資格確認結果連絡書、各返戻レセプト(CSVデータ): 毎月5日<br/>支払額決定通知書及び内訳書、増減点返戻連絡書、過誤再審査結果通知書<br/>過誤調整結果通知書(帳票データ): 毎月15日)</p> | 15  | 過誤・再審査分の画像レセプト公開 |  |                      |
|            | 22 | <p>保険医療機関等への診療報酬等の支払</p> <p style="text-align: center;">エラー修正</p>   |   |                  |  |                      |

# 3 共同処理事業

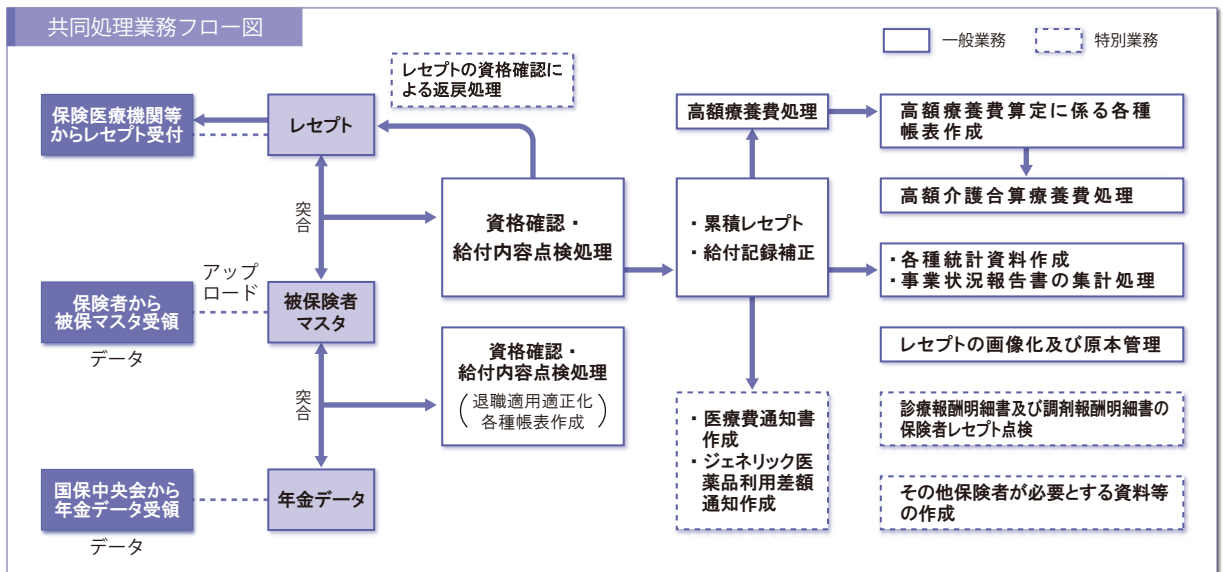
保険者に共通する事務を一元的に処理し、経費の節減と事務処理の合理化を図るとともに、医療費適正化及び保健事業の基となるレセプトデータを蓄積し、国保事業の円滑な推進を図っています。

## 保険者事務共同処理の内容

| ■ 一般業務                                |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| (1) 共同処理基本業務                          |                      |
| ① 被保険者資格情報等の登録                        | ⑤ 高額介護合算療養費          |
| ② レセプト及び療養費支給申請書の共同処理に係る資格確認及び給付内容の点検 | ⑥ 各種統計資料             |
| ③ 被保険者の給付記録                           | ⑦ 事業状況報告書の集計処理       |
| ④ 高額療養費                               |                      |
| (2) レセプトの画像化及び原本管理業務                  |                      |
| ■ 特別業務                                |                      |
| ① 医療費通知書の作成                           | ④ レセプトの資格確認による返戻処理   |
| ② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の作成           | ⑤ その他保険者が必要とする資料等の作成 |
| ③ 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検          |                      |
| ■ 国保情報集約システムで行う業務                     |                      |
| ① 被保険者資格情報の集約・管理                      |                      |
| ② 高額療養費の多数回該当の判定                      |                      |
| ③ 市町村間における情報連携                        |                      |

# 1 共同処理業務

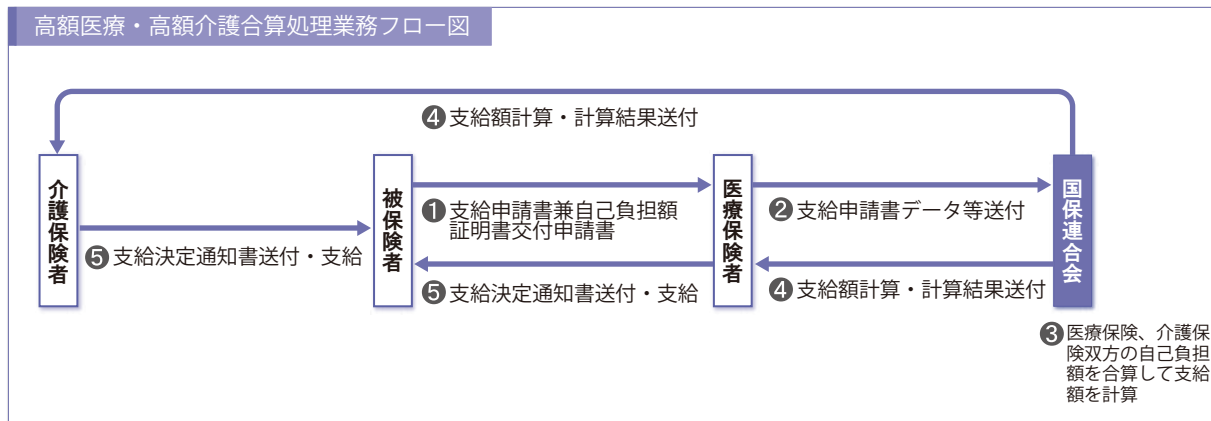
保険者事務を共同処理し、事務の効率化を図ります



## 2 高額医療・高額介護合算処理業務

高額な医療費と介護費を合算し、支給額計算処理を行います

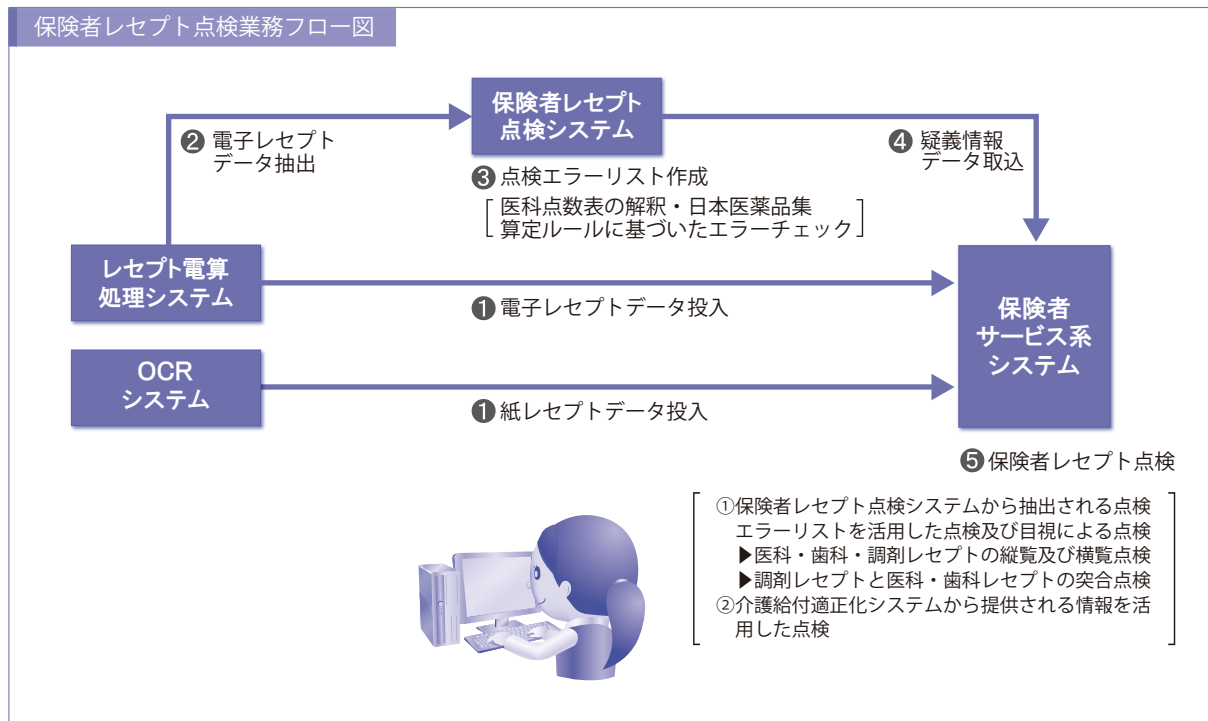
毎年8月から翌年7月までの「療養の給付に係る一部負担金の額」及び「介護保険の利用者負担額」の合計額が定められた額を超える場合に医療保険者から支給される「高額介護合算療養費」及び介護保険者から支給される「高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」の支給額計算処理を行っています。



## 3 保険者レセプト点検業務

効率的な内容点検を行います

特別業務として、保険者が実施している診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の内容点検業務を受託し、保険者レセプト点検システムを用いた効率的な内容点検を行っています。

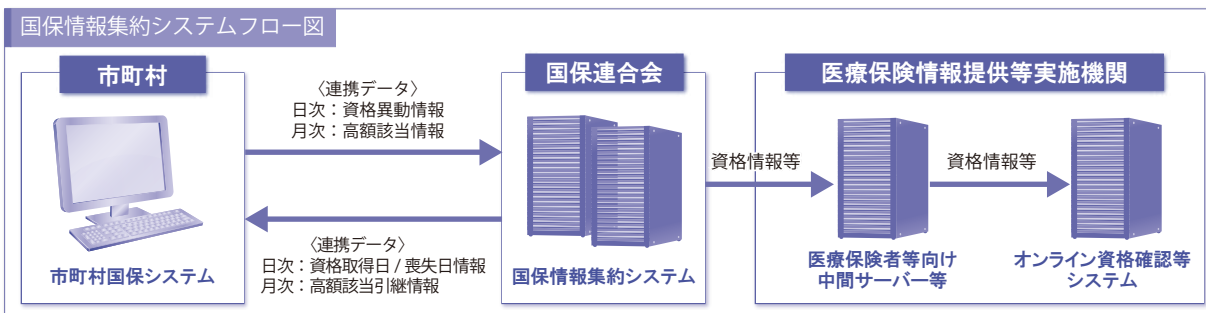


## 4 国保情報集約システム

資格情報等を一元管理します

市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援する処理を行っています。

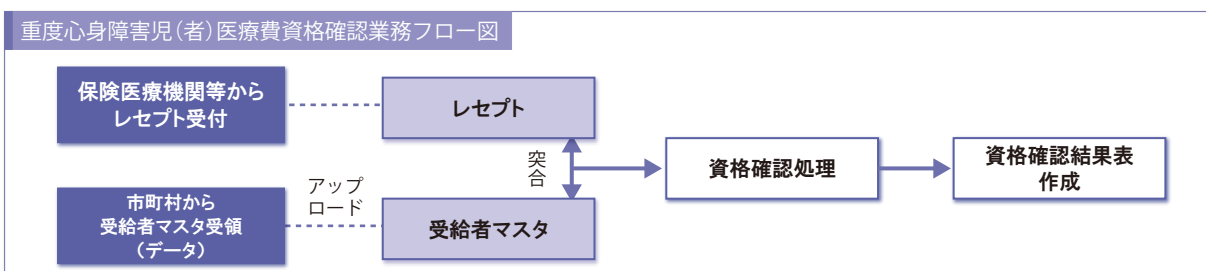
また、オンライン資格確認のため、市町村にて管理している資格情報等を国保情報集約システムを通じて、医療保険者等向け中間サーバー等へ連携しています。



## 5 重度心身障害児（者）医療費資格確認業務

重度心身障害児（者）医療受給者の資格を確認します

市町村における重度心身障害児（者）医療費資格確認事務の軽減を図るため、受給者マスタとの資格確認を行い、確認結果帳表を作成しています。



## 6 研修会の開催

システムの効果的な活用を支援するための研修会を開催します

保険者における国保総合システム等の効果的な活用を支援するため、保険者事務共同処理事業研修会を開催しています。

## 7 療養費適正化の支援

保険者における療養費支給適正化の取り組みを支援します

- [ 1 ] 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成
- [ 2 ] 療養費支給申請書（柔整、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう）の画像化処理（非原本）及びデータ管理  
療養費支給申請書を画像化することで、検索や確認等が容易に行えるなど、保険者事務の軽減を図ります。
- [ 3 ] 柔整療養費に係る往療距離の確認

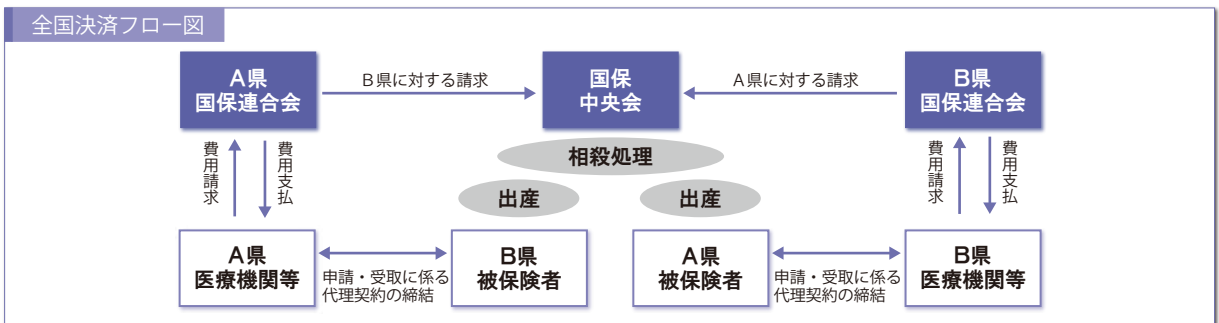
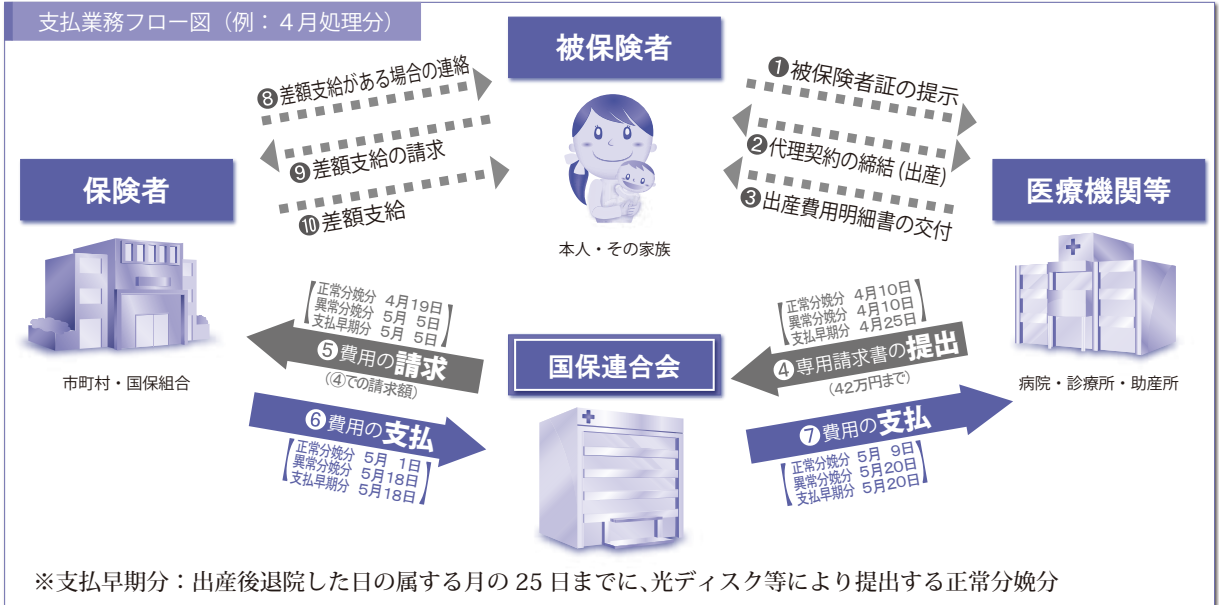
## 8 柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化の支援

保険者における事務処理の適正化を支援します

保険者の療養費支給決定に係る審査をより正確に行うため、資格喪失後受療等疑義のある申請書については、療養費の支払いを保留し、保険者の支給決定前に資格確認や内容点検を行います。

## 4 出産育児一時金等支払業務

保険者からの委託を受けて、医療機関等から提出される出産育児一時金等専用請求書(正常分娩・異常分娩)について、支給要件等の確認を行い、保険者への請求と医療機関等への円滑な支払いを行っています。



## 5 風しん抗体検査等費用支払業務

市町村からの委託を受けて、医療機関等から提出される風しん抗体検査受診票及び定期接種予診票等について、記載内容の確認を行い、市町村への請求と医療機関等への円滑な支払いを行っています。

## 6 新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務

市町村からの委託を受けて、医療機関等から提出される予診票(住民票所在地以外で接種されたものに限る)について、記載内容の確認を行い、市町村への請求と医療機関等への円滑な支払いを行っています。



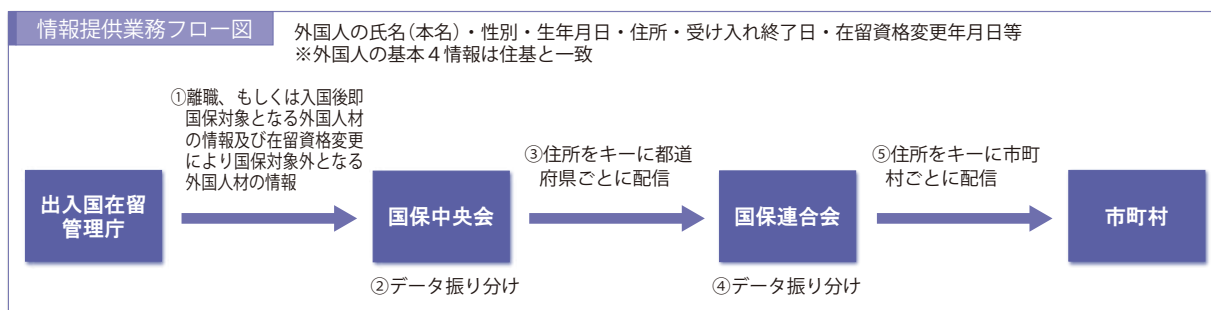
## 7 オンライン資格確認等業務

オンライン資格確認等システムでは、各医療保険者の被保険者資格情報を一元的に管理し、保険医療機関等において資格確認を行っています。審査支払機関においては、オンライン資格確認等システムの資格照会結果により、レセプトの振替・分割処理を行っています。

また、特定健診情報・医療費情報・薬剤情報をオンライン資格確認等システムに連携し、マイナポータルによる被保険者からの閲覧やマイナンバーカードを用いて本人が同意することで、医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が特定健診情報・薬剤情報を閲覧することができます。

## 8 特定技能外国人に係る情報提供業務

特定技能外国人に係る情報について、出入国在留管理庁から国保中央会及び本会を經由して、市町村に提供しています。



## 9 代行業務

後期高齢者医療広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確に処理を行っています。

### [1] 保険者レセプト点検業務

- ① 医科・歯科・調剤レセプトの縦覧・横覧点検
- ② 調剤レセプトと医科・歯科レセプトの突合点検
- ③ 疑義レセプトの再審査提出
- ④ 介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検

### [2] レセプト画像化処理(原本)及びデータ管理業務

### [3] 医療費通知書の作成及び発送業務

### [4] 資格・給付確認等その他の業務

- ① レセプトの資格確認及び返戻処理
- ② レセプトの給付確認及び返戻処理
- ③ 療養費(一般診療、海外療養費、補装具、移送、生血)のデータ作成
- ④ 後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成及び発送

### [5] 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の作成及び発送業務

### [6] 柔道整復施術療養費支給申請書の受付時画像データの作成業務

### [7] 療養費支給申請書の支払業務(はり・きゅう、あん摩・マッサージ)

### [8] 柔整療養費に係る往療距離の確認業務

### [9] 柔整算定状況一覧の作成業務

### [10] 柔道整復施術療養費支給申請書の画像化処理(非原本)及びデータ管理業務



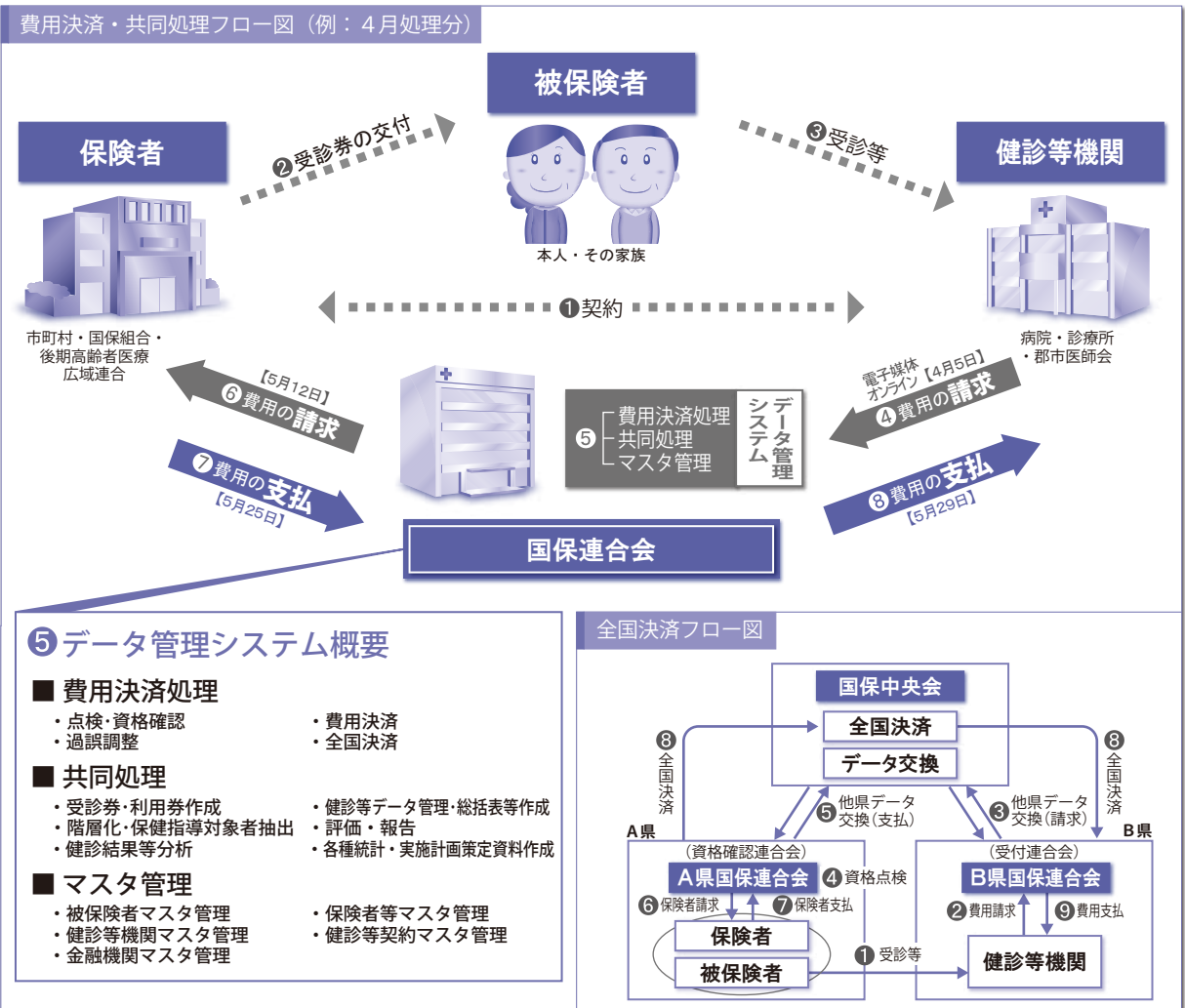
↑ レセプト点検業務

# 10 特定健康診査等事業

## 1 特定健診等費用決済・共同処理業務

健診等費用の円滑な支払いを行います

保険者からの委託を受けて、健診等機関から請求される健診等費用について、適正な事務点検・資格確認を行い、保険者への請求と健診等機関への円滑な支払いを行うとともに、受診券・利用券作成等の共同処理を行っています。



## 2 研修会の開催

健診等データの有効活用に資するための研修会を開催します

保険者でのシステムの円滑な運用並びに健診等データの有効活用に資するため、費用決済・共同処理や法定報告の流れ、またシステム操作等、実機を用いた特定健診等データ管理システム研修会を開催しています。



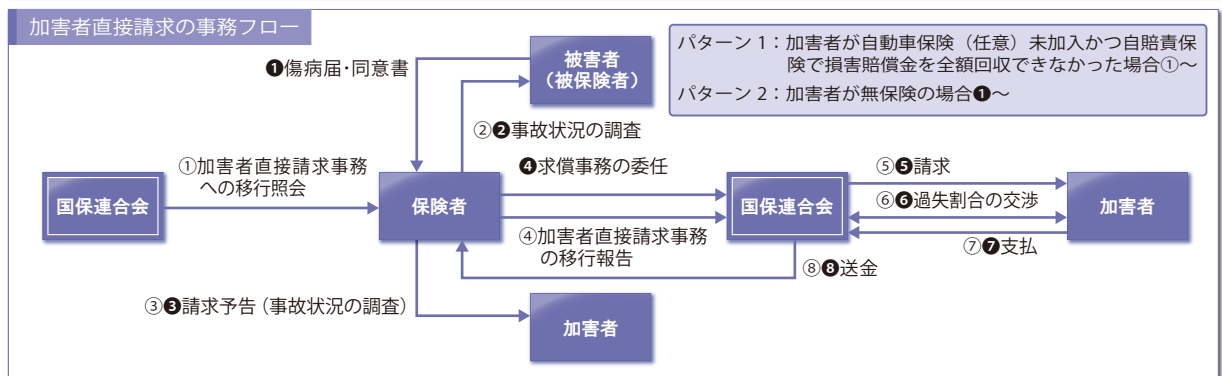
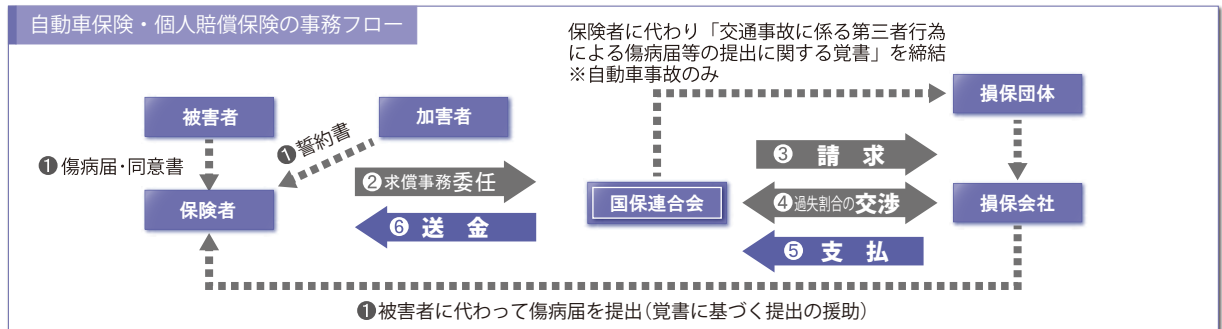
↑ 特定健診等データ管理システム実機を用いた操作研修会

# 11 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

## 1 第三者行為損害賠償求償事務

損害賠償求償事務を共同処理し、保険者事務の軽減と効率化を図ります

国民健康保険法第64条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項、介護保険法第21条第1項に規定する第三者行為損害賠償請求権の行使に関する事務を保険者等から委託を受けて、損害賠償求償事務を共同処理することにより、保険者等事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費並びに介護給付費の適正化を推進しています。



### 共同処理の内容

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 求償事務の相談及び助言</li> <li>② 自賠責保険及び任意保険の求償事務</li> <li>③ 個人賠償責任保険等加入者への求償事務</li> <li>④ 加害者直接求償に係る事務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 求償の対象明細書等の抽出</li> <li>⑥ 抽出した対象明細書等から第三者行為による点数の抽出</li> <li>⑦ 交通事故の疑いがある明細書の抽出及び調査票の作成・送付</li> <li>⑧ 法的手続に係る申立書類の作成</li> <li>⑨ 第三者行為傷病届に係る取り決めの更新</li> </ul> |
|---|--|

※後期高齢者医療に係る損害賠償求償事務は、後期高齢者医療広域連合から下記の代行業務を受託しています。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 求償事務の相談及び助言</li> <li>② 自賠責保険及び任意保険の求償事務</li> <li>③ 個人賠償責任保険等加入者への求償事務</li> <li>④ 加害者直接求償に係る事務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 求償の対象明細書等の抽出と広域標準システムへの登録</li> <li>⑥ 抽出した対象明細書等から第三者行為による点数の抽出</li> <li>⑦ 交通事故の疑いがある明細書の抽出及び調査票の作成・送付</li> <li>⑧ 法的手続に係る申立書類の作成</li> </ul> |
|---|---|

## 2 研修会の開催

求償事務を円滑に行うための保険者研修会を開催します

- [1] 初任担当者向け研修会 [2] 第三者行為求償事務保険者研修会(管理職級職員を含む)

## 3 その他の支援

求償事務の確実な実施に向け、以下の保険者支援を行います

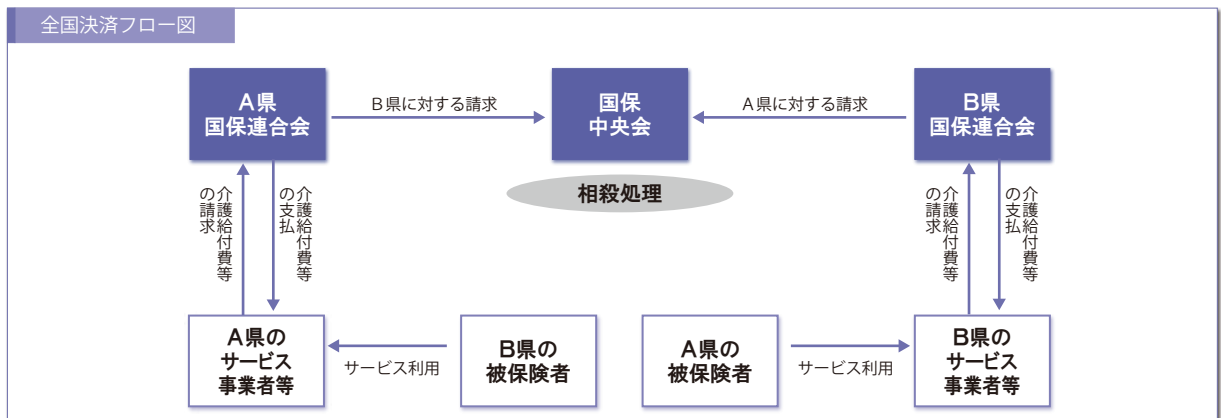
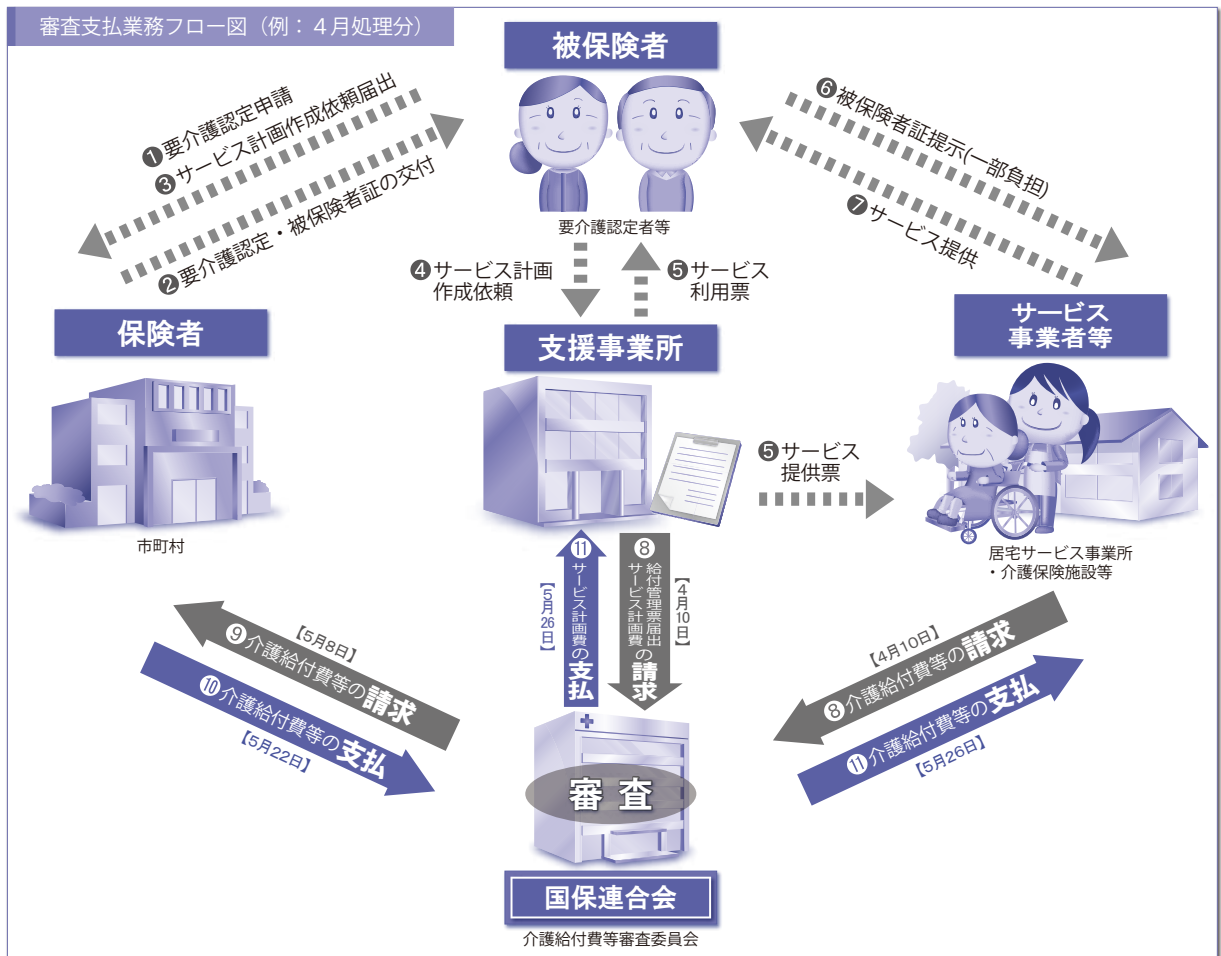
- |  |   |
|--|---|
| <p>[1] 第三者行為求償事案発見のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と関係機関との情報連携体制構築のための支援</li> <li>・覚書に基づく損保会社からの傷病届等の提出促進のための支援</li> <li>・医療機関における特記事項「10 第三」の記載徹底に向けた支援</li> </ul> | <p>[2] 傷病届提出促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全協会発行機関紙「交通わかやま」での周知啓発</li> </ul> |
|--|---|

# 12 介護保険事業

## 1 介護給付費等審査支払業務 介護給付費等の円滑な請求支払を行います

### [1] 介護給付費等審査支払業務

介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者からの委託を受けて、サービス事業者等から請求される介護給付費等について、適正かつ公平な審査を行い、保険者への請求とサービス事業所等への円滑な支払いを行っています。



### [2] 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払業務

介護保険法第176条第1項第2号に基づき、介護保険者からの委託を受けて、訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から提出される事業費の審査及び支払を行っています。

## 2 介護給付費等審査委員会

適正かつ公平な審査を行います

介護給付費請求書の審査を行うため、介護保険法第 179 条に基づき、介護給付費等審査委員会を設置しています。介護給付費等審査委員会には、介護医療部会と審査部会を設置しています。

【会期】 介護給付費等審査委員会は、毎月 1 回開催します。

【組織】 介護保険法第 180 条により、それぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。

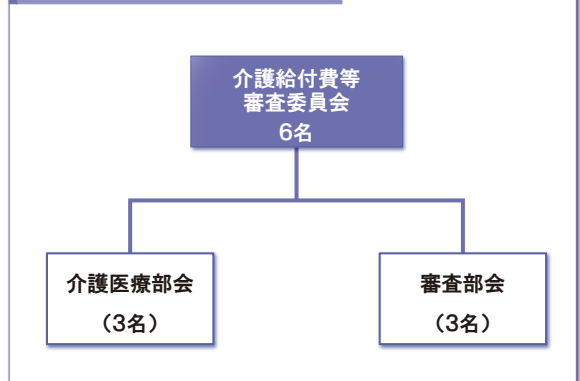
【委嘱】 法第 180 条第 2 項により、理事長が委嘱します。

【任期】 法施行規則第 161 条により、委員の任期は 2 年です。

【構成】

| 部 会 別   | 介護給付等対象サービス担当者代表 | 市町村代表 | 公益代表 | 合 計 |
|---------|------------------|-------|------|-----|
| 介護医療部会  | 1 名              | 1 名   | 1 名  | 3 名 |
| 審 査 部 会 | 1 名              | 1 名   | 1 名  | 3 名 |
| 合 計     | 2 名              | 2 名   | 2 名  | 6 名 |

介護給付費等審査委員会組織図



## 3 介護保険者事務電算共同処理業務

介護保険者事務を共同処理し、事務の軽減・効率化を図ります

保険者の介護保険に共通する事務を一元的に処理し、経費の節減と事務処理の軽減・効率化を図っています。

### ■ 共同処理の内容

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ① 要介護認定更新支援処理   | ⑦ 主治医意見書料支払処理                   |
| ② 償還払給付額管理処理    | ⑧ 認定調査委託料支払処理                   |
| ③ 介護給付費通知作成処理   | ⑨ 事業状況報告作成処理                    |
| ④ 高額介護サービス費支給処理 | ⑩ 介護給付費縦覧点検処理                   |
| ⑤ 市町村特別給付等支払処理  | ⑪ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給処理       |
| ⑥ 各種支払支援処理      | ⑫ その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理 |

## 4 介護給付適正化対策事業

保険者が行う適正化事業の充実と事務軽減を図ります

保険者が行う適正化事業の充実と事務軽減を図るための事業を行っています。

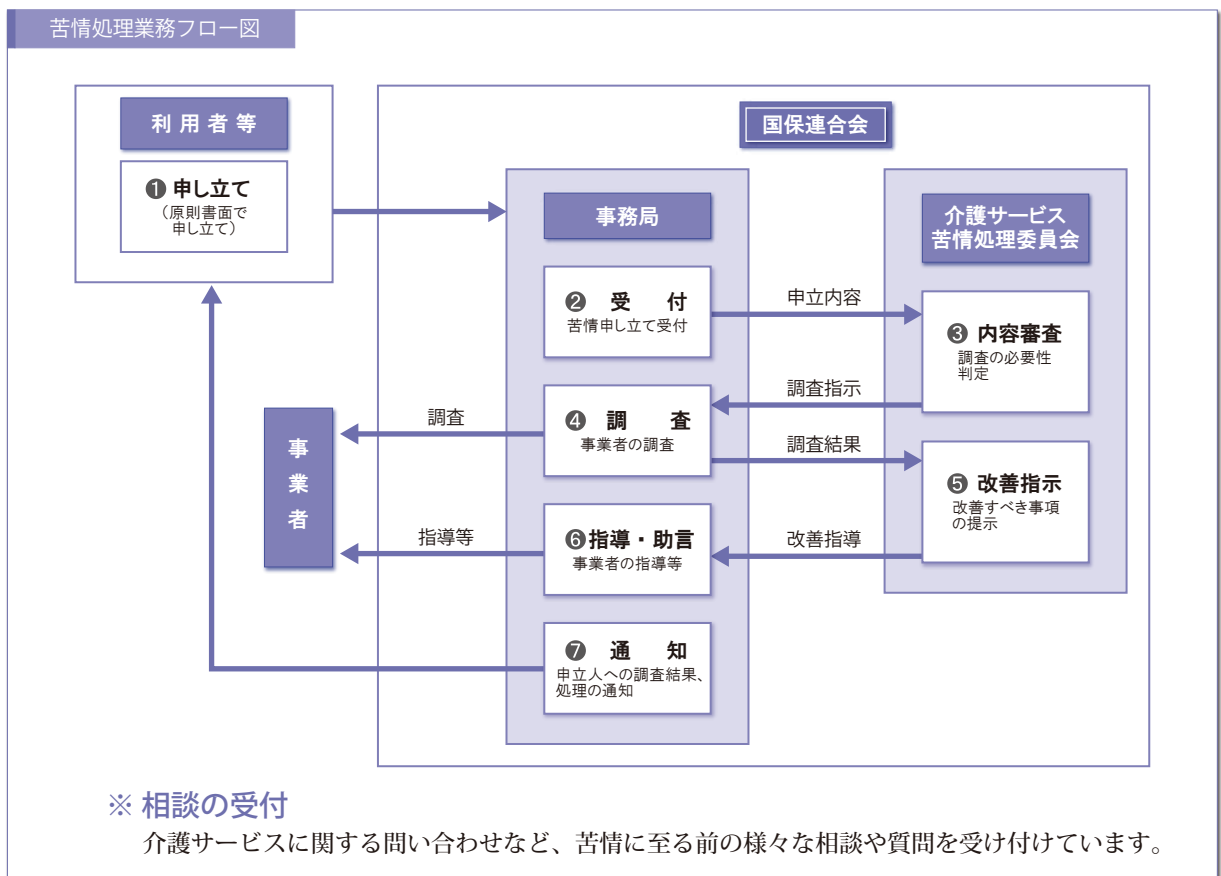
- [ 1 ] 医療情報と介護給付費明細書の突合点検
- [ 2 ] 介護給付適正化システムによる情報提供
- [ 3 ] 介護給付適正化システム活用研修会の開催

# 5 介護サービス苦情処理業務

介護サービスの質の向上に努めます

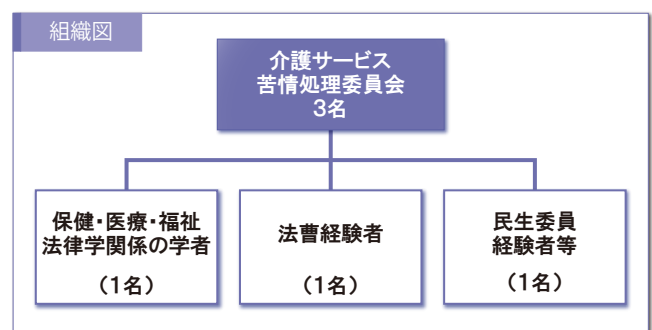
介護保険法第176条第1項第3号に基づき、利用者・家族からの苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者等への必要な指導及び助言を行っています。また、利用者等から国保連合会に寄せられる事業者に係る通報情報を県長寿社会課に提供し、事業者監督の後方支援を行っています。

- [1] 苦情・相談の受付(専用電話：073-427-4662)
- [2] 苦情処理委員会の開催
- [3] 必要案件についての調査
- [4] 介護サービス改善に関する指導及び助言
- [5] 申立人への調査及び処理結果の通知
- [6] 事業者に係る通報情報の受付・報告業務
- [7] 「介護サービスに係る苦情・相談事例集」の作成



# 6 介護サービス苦情処理委員会

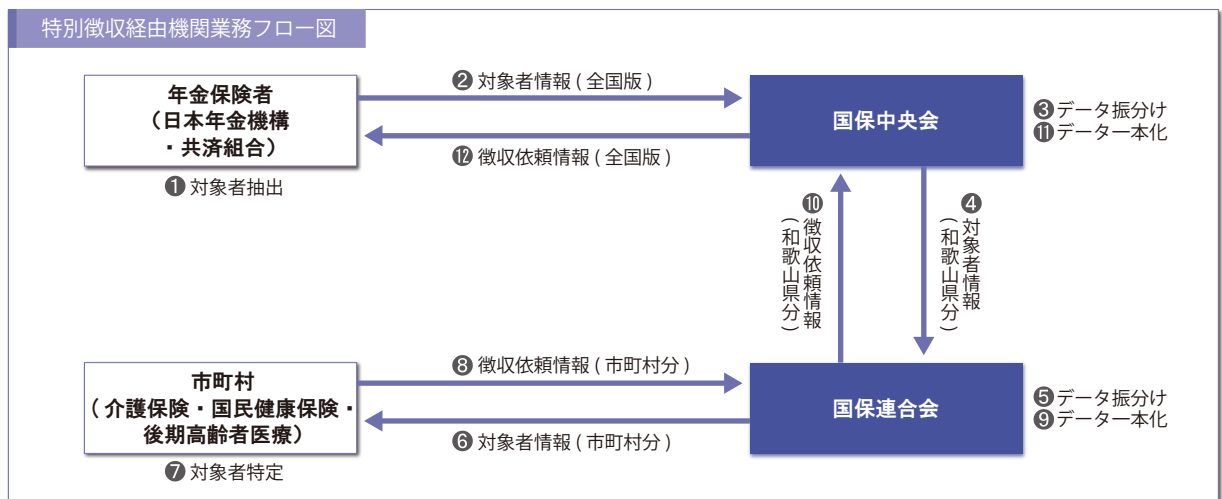
介護サービス苦情処理業務を公正かつ適正に審理するための委員会を設置しています。



# 7 保険料の年金からの特別徴収等経由機関業務

特別徴収等に必要なる事務処理を行います

介護保険料、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収に関し、「特別徴収情報」・「特別徴収依頼通知」等の情報授受を行っています。



※平成 28 年度から本業務の仕組みを活用した補足給付の資産勘案に係る年金情報経由業務が追加され、年金保険者から送付される「非課税年金情報」について、国保中央会を経由し、市町村へ通知しています。

※平成 30 年度から市町村が保有する要介護認定等情報の国への提出が義務化されたことに伴い、本業務の仕組みを活用した要介護認定等情報経由業務を行っています。

# 8 会議等の開催

介護保険業務を円滑に行うための会議等を開催します

- [ 1 ] 介護保険等事務検討委員会の開催  
本会が実施する各種事業の方向性や諸問題について、調査検討するための委員会を開催しています。
- [ 2 ] 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催  
介護保険・障害者総合支援システムの課題等について、調査研究するための部会を開催しています。
- [ 3 ] 介護保険市町村担当者説明会の開催  
介護保険事業の充実を図るため、説明会を開催しています。



↑ 介護保険市町村担当者説明会

# 9 介護給付費等審査支払業務スケジュール

例：4月処理分

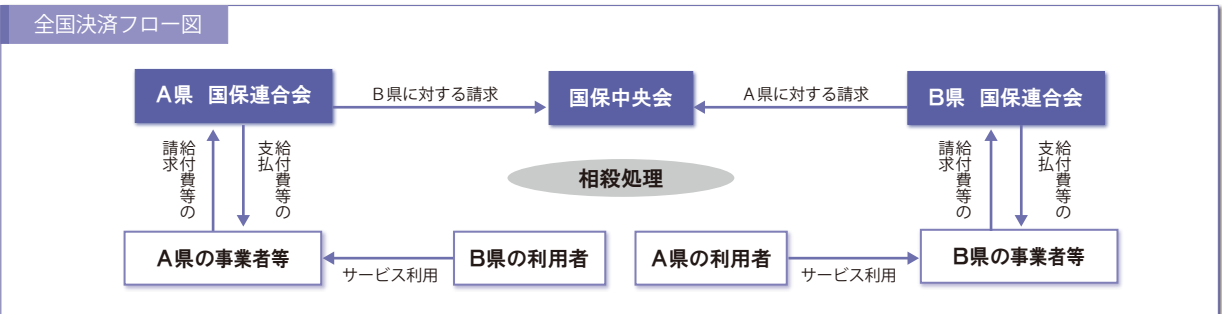
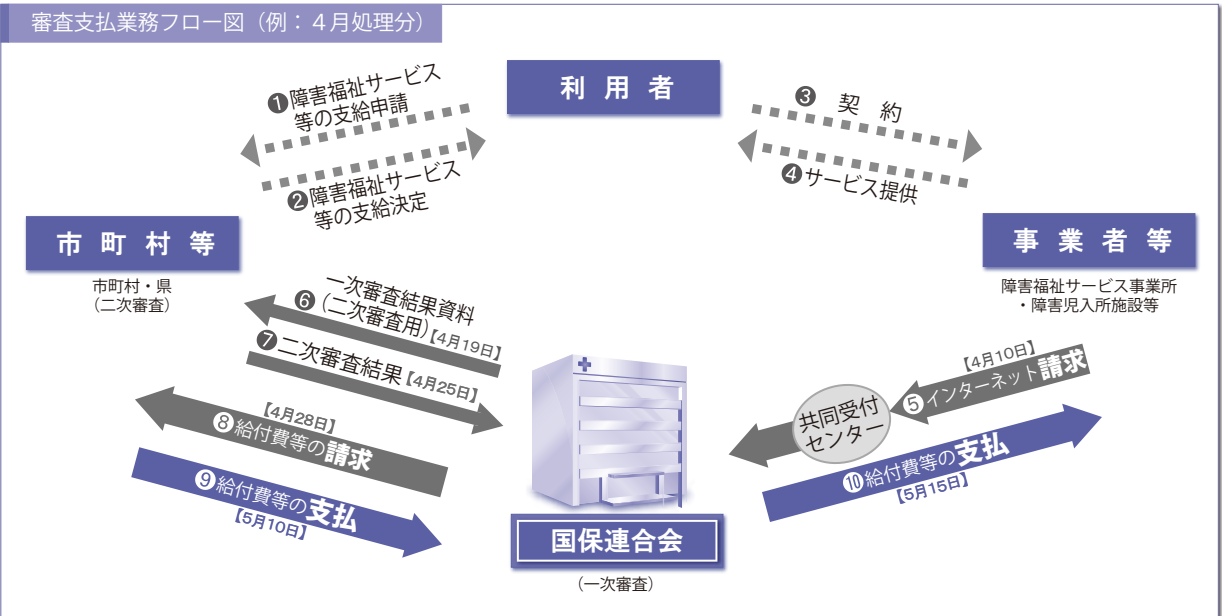
| 月      | 当月（4月） |                 |      |                 |                              |                            | 翌月（5月）             |              |                                      |            |                   |
|--------|--------|-----------------|------|-----------------|------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------|--------------------------------------|------------|-------------------|
|        | 1      | 10              | 24   | 26              | 28                           | 28                         | 8                  | 19           | 22                                   | 26         |                   |
| 審査支払処理 | 受付     | 介護給付費明細書等請求受付×切 | 事務点検 | 介護医療部会<br>審査委員会 | 請求・支払額算定処理<br>エラー修正・審査増減表等作成 | 保険者への請求帳表等の送付<br>（伝送請求事業所） | サービス事業者等への支払帳表等の送付 | 保険者への介護報酬の請求 | （電子媒体・紙請求の事業所）<br>サービス事業者等への支払帳表等の送付 | 保険者からの払込期日 | サービス事業者等への介護報酬の支払 |

# 13 障害者総合支援事業

## 1 障害介護給付費等審査支払業務

障害介護給付費等の円滑な請求支払を行います

市町村等からの委託を受けて、事業者等から請求される障害介護給付費等について適正かつ公平な審査を行い、市町村等への請求と事業者等への円滑な支払いを行っています。



## 2 障害者総合支援市町村等事務共同処理業務

市町村等に共通する事務を一元的に処理し、市町村等の事務の軽減・効率化を図ります

### 共同処理の内容

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高額障害福祉サービス費支給処理<br/>(施行令第四十三条の五 第一項及び第六項)</li> <li>② 高額障害児給付費支給処理</li> <li>③ 各種支払支援処理</li> <li>④ 地域生活支援事業審査支払処理</li> <li>⑤ 訪問調査委託料支払処理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 特例介護給付費及び特例訓練等給付費審査支払処理</li> <li>⑦ 特例計画相談支援給付費審査支払処理</li> <li>⑧ 特例障害児通所給付費審査支払処理</li> <li>⑨ 特例障害児相談支援給付費審査支払処理</li> <li>⑩ 統計資料作成処理</li> <li>⑪ その他資料の作成処理</li> </ul> |
|--|--|

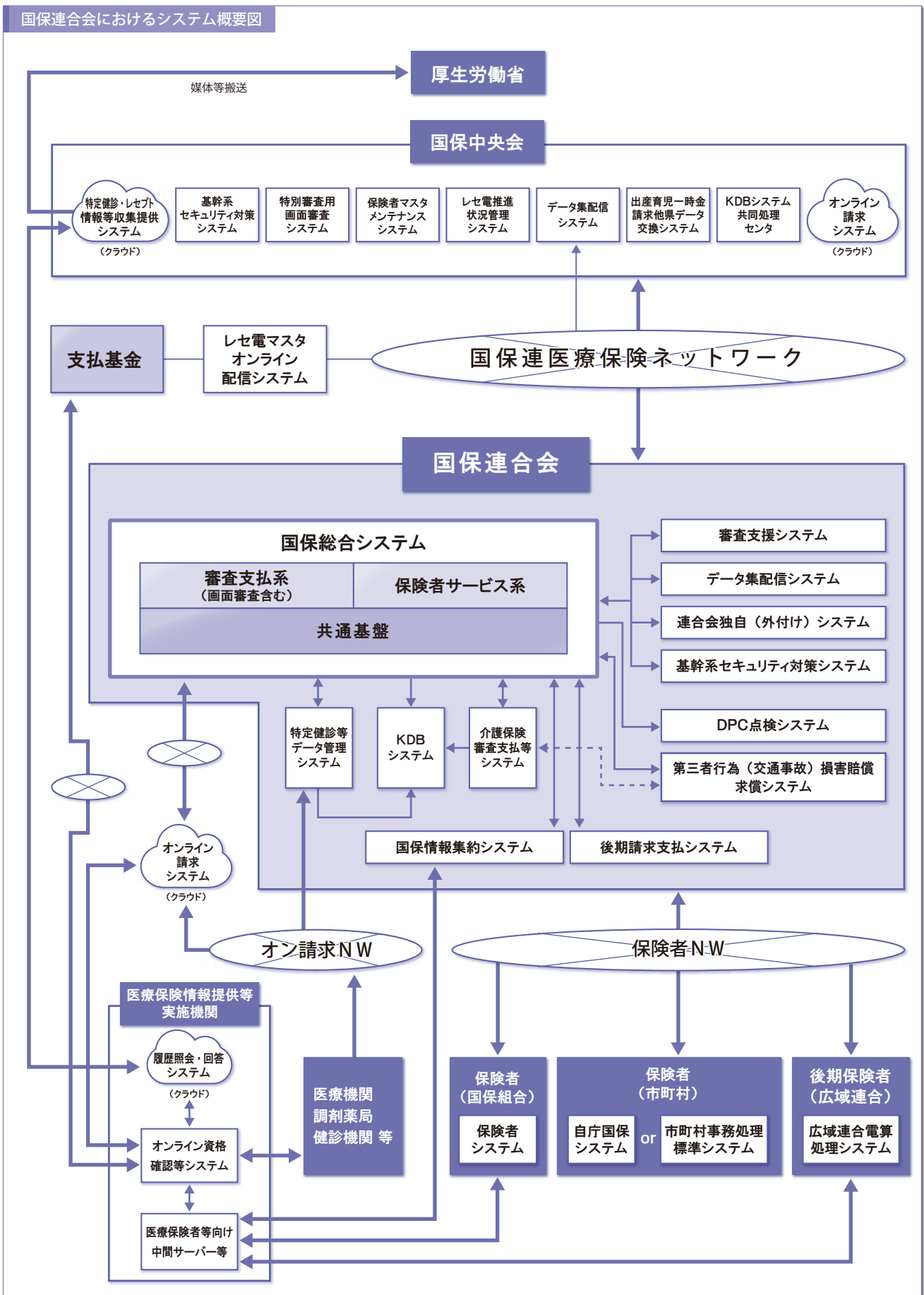
## 3 会議等の開催

障害者総合支援事業を円滑に行うための会議等を開催します

- [1] 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催
- [2] 障害者総合支援市町村等担当者説明会の開催



# 国保連合会におけるシステム概要図



# 沿革

|                 | 連合会に関する事項       | 国に関する事項  |
|-----------------|-----------------|--|
| 令和3年<br>(2021年) | 2月              |  |
|                 | 3月              |  |
|                 | 4月              |  |
|                 | 6月              |  |
|                 | 7月              |  |
|                 | 10月             |  |
| 令和4年<br>(2022年) | 1月              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令公布</li> </ul> |
|                 | 2月              |  |
|                 | 4月              |  |
|                 | 5月              |  |
|                 | 6月              |  |
|                 | 7月              |  |
|                 | 10月             |  |
|                 | 令和5年<br>(2023年) |  |
| 3月              |                 |  |
| 4月              |                 |  |

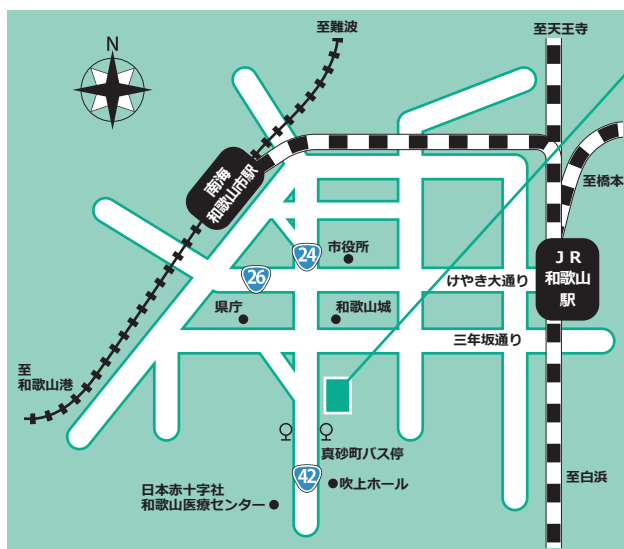
※直近の事項のみ抜粋

# 令和5年 和歌山県国保連合会ガイドブック

Wakayama  
National health insurance organization  
Guide book 2023



## Access map



## 和歌山県国民健康保険団体連合会



- タクシー利用 JR和歌山駅より約15分  
南海電鉄和歌山市駅より約10分
- バス利用 JR和歌山駅より約15分  
南海電鉄和歌山市駅より約15分
- マイカー利用 阪和自動車道和歌山インターより約20分

## 和歌山県国民健康保険団体連合会

〒640-8137  
和歌山市吹上二丁目1番22-501号（日赤会館内）  
<http://www.kokuhoren-wakayama.or.jp>

